

参考資料編

参考資料 1. 更改専門部会・WG開催実績

1 - 1. 専門部会及びWGにおける検討項目一覧 ①

	開催日	議題
第1回 専門部会	2019年8月8日	・ NACCSの更改について ・ 開発コンセプトと検討事項 ・ WGにおける個別検討事項 ・ 専門部会等の開催日程と進め方
第1回 合同WG	2019年8月8日	・ 業務仕様の考え方 ・ オンライン業務の統廃合 ・ WebNACCS対象業務の拡大 ・ インターネット経由の新たな自社システム接続方式 ・ メール処理方式の廃止 ・ 国際連携機能と各種デジタルプラットフォーム連携について
第2回 合同WG	2019年9月12日	・ 管理統計資料の見直し ・ ユーザーインターフェースの見直し ・ モバイル端末への対応 ・ デジタル証明書の見直し ・ GW配下用パッケージソフトの廃止 ・ E X C（非同期）型対象電文の見直し ・ 最新技術の実用性 ・ システム制限値の見直し ・ 貨物状況通知サービスの提供 ・ システム対象業務の見直し
第3回 海上 保税・貨物WG	2019年10月9日	・ ACL情報登録業務の改善 ・ 船会社船舶受委託関係の見直し ・ 輸出コンテナ総重量証明（VGM）対応 ・ システム対象業務の見直し ・ 次期システムへの移行方針 ・ 定期保守の見直し ・ システムの信頼性について ・ EDI仕様（電文形式） ・ EDIFACTのバージョンアップ対応

1－1．専門部会及びWGにおける検討項目一覧 ②

	開催日	議題
第3回 航空 保税・貨物WG	2019年10月10日	・システム対象業務の見直し ・次期システムへの移行方針 ・定期保守の見直し ・システムの信頼性について ・EDI仕様（電文形式） ・EDIFACTのバージョンアップ対応
第3回 輸出入 通関WG	2019年10月10日	・添付業務の見直し ・システム対象業務の見直し ・次期システムへの移行方針 ・定期保守の見直し ・システムの信頼性について ・EDI仕様（電文形式） ・EDIFACTのバージョンアップ対応
第4回 合同WG	2019年11月14日	・関連システム一覧 ・海上SW業務（入出港業務）の見直し ・利用申込手続きの改善 ・法人番号による業務対応 ・税関関係業務の見直しについて
第5回 合同WG	2019年12月11日	・第7次NACCS基本仕様書（案）
第2回 専門部会	2020年1月16日	・第7次NACCS基本仕様書（案） ・今後の予定について

1－2．WG個別検討結果（1）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第3回 WG(共通)		・第7次NACCSにおいて安定性・信頼性の高いシステムを実現するため、現行システムと同等以上の信頼性要件を確保することを検討する。	
1．システムの信頼性について			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	第7次NACCSにおいても、現行システムと同等以上の信頼性要件を確保する。		特になし

1 - 2. WG個別検討結果（2）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第3回 WG(共通)		・第6次NACCSでは月1回の保守日を見直し2カ月に1回へ削減したが、更なる見直しの要否について検討する。	
2. 定期保守の見直し			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での 検討とした事項
共通	システムの安定稼働を行うため、原則として、引続き現行同様の定期保守を行う。なお、システムの利用状況に配慮した定期保守の時間帯、曜日等の見直しについて引続き検討する。	共通	保守作業の時間帯や曜日について詳細仕様で検討する。
		共通	無停止での定期保守が可能となるようなシステム構成について詳細仕様で検討する。

1 - 2. WG個別検討結果（3）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第2回 合同WG		・ 現在提供しているデジタル証明書の課題である取得・更新に関する煩雑な作業等を解決するような認証方法について検討する。 また、モバイル端末での多要素認証方法について検討する。	
3. デジタル証明書の見直し			
関連議題 11. WebNACCS対象業務の拡大 12. モバイル端末への対応 23. 海上SW業務(入出港業務)の見直し			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	NACCSにおいては引続き多要素認証を採用する。	共通	具体的な認証方法等は詳細仕様にて検討する。
共通	デジタル証明書の課題を解決する認証方法の検討を継続する。		
共通	モバイル端末での多要素認証方法についての検討を継続する。		

1－2．WG個別検討結果（4）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第3回 WG(共通)		・ EDI仕様（電文形式）に関し、現行同様の電文形式の継続提供を検討する。	
4．EDI仕様（電文形式）			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での 検討とした事項
共通	第7次NACCSにおいても、システムの安定稼働を優先とすることから、安定性、処理の高速性に優れるNACCS-EDIを基本とし、EDIFACT、XMLについても現行同様の電文形式を継続提供する。		特になし

1－2．WG個別検討結果（5）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第1回 合同WG		・将来的な接続処理方式の集約およびパッケージソフトの開発コスト削減に向けて、メール処理方式の廃止を検討する。	
5. メール処理方式の廃止			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	メール処理方式の廃止は、利用者への影響が大きいことから、廃止とせず第7次NACCSにおいて引き続き提供する。		特になし

1 - 2. WG個別検討結果（6）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第1回 合同WG		・インターネット経由の新たな自社システム接続方式を検討する。 ○netNACCSの仕様を公開する ○ebMS処理方式を廃止する	
6. インターネット経由の新たな自社システム接続方式			
関連議題 13. 関連システム一覧			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	ebMS処理方式を第7次NACCSで廃止し、netNACCSの仕様を公開する。		特になし
共通	ebMS処理方式のみ対応しているXML形式での対象業務については、代替となるnetNACCS仕様で対応する。 ・「S/I情報登録（EIR）」業務 ・「船積指図書(S/I)情報登録（SIR）」業務 ・「インボイス・パッキングリスト情報登録（IVA）」業務		

1 - 2. WG個別検討結果（7）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第2回 合同WG		・GW配下用パッケージソフト（メール処理方式）の廃止について検討する。	
7．GW配下用パッケージソフトの廃止			
関連議題なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	GW配下用パッケージソフトは第7次NACCSで廃止する。		
共通	廃止に伴う代替案として、自社システムで対応できない受信電文をnetNACCS等のパッケージソフトにて同様に受信できるよう、宛先管理機能の見直しをする。	共通	宛先管理機能の見直しについては詳細仕様にて検討する。

1 – 2. WG個別検討結果（8）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第2回 合同WG		・システム制限値の見直しの必要性について検討する。 ○システム制限値（処理件数・DB保存期間） ○電文長	
8. システム制限値の見直し			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での 検討とした事項
共通	個別オンライン業務におけるDB保存期間および処理件数については、原則として現行の制限値を維持する。		特になし
共通	NACCS-EDI電文サイズについては、システムにおける性能確保の観点から、現行の700KBを維持する。		

1 – 2. WG個別検討結果（9）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第3回 WG(共通)		・第7次NACCSにおけるEDIFACTのバージョンアップ対応について検討を行う。	
9. EDIFACTのバージョンアップ対応			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での 検討とした事項
共通	第7次NACCSでは、自社システム（EDIFACT）利用者への影響を考慮し、 全面刷新が行われた「バージョン12」の採用を前提に検討を行う。	共通	今後更に新たなバージョン（12以上） がリリースされた場合には、改めて採 用の可否を検討する。

1 – 2. WG個別検討結果（10）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第3回 輸出入通関WG		・添付業務について、ファイル容量・仕様等の見直しについて検討する。	
10. 添付業務の見直し			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での 検討とした事項
共通	原則として、総ファイル容量（30MB）、1ファイル容量（10MB）を前提とする。	共通	添付ファイル容量の拡大については、左記容量を前提とし、システム構成およびネットワーク構成等を詳細仕様において検討する。
共通	削除ファイル分の容量は、総ファイル容量に含めない仕様の検討を継続する。		
共通	税関および関連省庁向け添付業務に関する仕様の統一について検討する。	共通	税関および関連省庁向けの添付業務の仕様の見直しについては、詳細仕様において検討する。

1 – 2. WG個別検討結果（11）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第1回 合同WG		・ WebNACCS対象業務の拡大に向け、以下について検討する。 ○輸出入者の包括保険本登録業務のWebNACCS対象業務化 ○その他、パッケージソフト業務の新規WebNACCS対象業務化	
11. WebNACCS対象業務の拡大			
関連議題 3. デジタル証明書の見直し 12. モバイル端末への対応 15. ユーザーインターフェースの見直し			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
新規業務	輸出入者の包括保険本登録業務、および担保照会業務をWebNACCS対象業務とする。 ・「包括保険確認登録（HKA）」業務 ・「包括保険確認登録呼出し（HKB）」業務 ・「担保照会（IAS）」業務		特になし
新規業務	WebNACCS業務のモバイル端末対応※に伴う航空保税蔵置場の関連業務をWebNACCS対象業務として検討する。 ※第2回WGにて検討 ・ 航空保税蔵置場における搬出入関連業務		

1－2．WG個別検討結果（12）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第2回 合同WG		・ WebNACCSを対象とし、モバイル端末への対応について検討する。	
12. モバイル端末への対応			
関連議題 3. デジタル証明書の見直し 11. WebNACCS対象業務の拡大 13. 関連システム一覧 15. ユーザーインターフェースの見直し 23. 海上SW業務(入出港業務)の見直し			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
新規業務	モバイル端末対応は、WebNACCS業務のうち、業務の効率化や利便性向上への貢献が見込める機能を対象範囲とする。	新規業務	モバイル端末対応をする具体的なWebNACCS業務の選定については、効果、開発に要するコスト、期間等を踏まえ詳細仕様で検討する。

1－2．WG個別検討結果（13）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第4回 合同WG		・ 基本仕様検討での議論をベースに、第7次NACCS更改時点（2025年10月）で想定される外部システムとの連携の変化について整理する。	
13. 関連システム一覧			
関連議題			
6. インターネット経由の 新たな自社システム接続方式 12. モバイル端末への対応 29. 国際連携機能と各種デジタルプラットフォーム 連携について			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での 検討とした事項
共通	「第7次NACCSで想定される外部システムの連携図」の提示。	共通	基本仕様検討時点で整理した内容に加え、新たに連携があった場合については適宜、追加検討を行う。

1 - 2. WG個別検討結果（14）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第1回 合同WG		・基本業務フロー及び基幹業務仕様については、現行仕様を基本とし大幅な見直しは実施しない方向性とするが、利用状況や利用実態を踏まえた上で、必要な業務仕様の見直しを検討する。	
14. 業務仕様の考え方			
関連議題 17. システム対象業務の見直し			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	安定性・信頼性の確保の観点から、現行の基本業務フロー、基幹業務仕様を踏まえた開発を行うこととする。	共通	利用状況や利用実態を踏まえたうえで、必要な業務仕様の見直しを検討する。

1 - 2. WG個別検討結果（15）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第2回 合同WG		・ユーザーインターフェースとして提供しているNACCSパッケージソフトおよびWebNACCSの改善等について検討する。	
15. ユーザーインターフェースの見直し			
関連議題 11. WebNACCS対象業務の拡大 12. モバイル端末への対応 21. ACL情報登録業務の改善 23. 海上SW業務(入出港業務)の見直し			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	NACCSパッケージソフトおよびWebNACCSのユーザーフェースについて、主なものとして以下の項目等につき利便性の向上に向けた見直しを行う。 <パッケージソフト> ・コード入力の省力化 ・項目内の改行 <WebNACCS> ・画面遷移の改善 ・画面デザインの改善	共通	ユーザーインターフェースの具体的な見直しについては、詳細仕様において検討する。

1 - 2. WG個別検討結果（16）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第1回 合同WG		・オンライン業務・管理統計資料のうち、利用頻度の低いものについて、第7次NACCSでの廃止を検討する。 ・類似業務の統合を検討する。	
16. オンライン業務の統廃合			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
廃止業務	WG提案時に廃止を検討した一括特例申告関係の業務については、廃止を見送る。		
統合業務	WGにて提案した見本持出許可申請関係、他所蔵置許可申請関係、貨物取扱許可申請関係、S/I情報登録関係の業務について海空統一の業務へ統合する。	統合業務	海空別々の類似業務の統合について、海上側か航空側かのどちらの業務に統合するかは詳細仕様にて検討する。

1 - 2. WG個別検討結果（17）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第2・3回 合同WG		・プログラム変更要望において、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について、実現の可否を検討する。 ・新規業務の必要性について検討する。 ・汎用申請業務から個別業務への変更の必要性について検討する。	
17. システム対象業務の見直し			
関連議題 14. 業務仕様の考え方 20. 貨物状況通知サービスの提供 21 .ACL情報登録業務の改善 23 .海上SW業務（入出港業務）の見直し			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	更改後、過去2年間に提出されたプログラム変更要望の内、第6次NACCS中での対応が困難となっている要望を検討する（別紙4参照）。	共通	具体的な仕様については詳細仕様にて検討する。
共通	今後提出されるプログラム変更要望（2020年度以降）については、適宜検討案件として追加検討する。		
共通	新規業務の新設については、ペーパーレス化に繋がらない案件は対応しない。		

1 - 2. WG個別検討結果 (18)

個別検討・説明事項		検討内容等	
第2回 合同WG		・管理統計資料に関し、機能拡張・新規資料の追加について検討する。	
18. 管理統計資料の見直し			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での 検討とした事項
共通	管理統計資料に関する以下の機能拡張について検討を継続する。 ・自動ダウンロード機能 ・項目追加 ・列の並べ替え・項目削除 ・集計単位の自由設定 ・集計対象期間の自由設定	共通	管理統計資料の機能拡張については、 詳細仕様において検討する。

1 - 2. WG個別検討結果 (19)

個別検討・説明事項		検討内容等	
第2回 合同WG		申告等の入力端末が特定できる場合は、原則EXZ型に変更する事について検討する。 ○開庁時申告時や共同利用端末からの申告時についても、通常申告通りEXZ型電文として申告端末に出力する。 ○申込業務に対する回答通知をEXZ型電文として申込端末に出力する。	
19. EXC(非同期)型対象電文の見直し			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	下記の場合の電文をEXC型からEXZ型電文に変更する。 ・ 共同利用端末から申告した場合や開庁時自動起動本申告で即時許可となった場合の許可通知情報 ・ 見本持出許可申請や貨物取扱許可申請、海上の保税運送申告や他所蔵置許可申請で書類審査(区分2)となった場合の許可通知情報 ・ 「輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知)(RSS01)」業務で申込んだ申込先からの回答通知 ・ 「医薬品医療機器等輸入報告(POC)」業務等に係る厚生局等からの確認結果情報 ・ リアルタイム口座振替完了通知情報や直納納付書		特になし

1 - 2. WG個別検討結果（20）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第2回 合同WG		・通知対象貨物を事前登録し、貨物状況変更時に通知情報を出力するサービスを新たに提供することについて検討する。	
20. 貨物状況通知サービスの提供			
関連議題 17. システム対象業務の見直し			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	通知対象貨物を事前登録し、貨物状況変更時に通知情報を出力する業務を新設する。	共通	具体的な情報セキュリティの確保や情報の開示等の仕様については詳細仕様にて検討する。
共通	非NACCS利用者向けにも同様な機能を専用モバイルアプリにてサービス提供する事を検討する。		

1 - 2. WG個別検討結果（21）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第3回 海上保税・貨物WG		・ ACL業務に関するプログラム変更要望*について検討する。 ○品名欄の改行、「_（アンダーバー）」等の入力 ○品名が2つ以上入力された場合の電文分割 ○項目および入力チェックの追加 *システム影響やEDI仕様により単年度プログラム変更で実施不可となった案件	
21. ACL情報登録業務の改善			
関連議題 15. ユーザーインターフェースの見直し 17. システム対象業務の見直し			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
海上	以下のような改善を詳細仕様にて検討する。 ①品名欄の改行 ②「_（アンダーバー）」「~（チルダ）」等の入力可能 ③品名が2つ以上入力された場合の電文分割の解消 ④入力項目の追加や未入力チェック項目の充実 ⑤輸出者等を出力先として追加	海上	具体的な仕様については詳細仕様で検討する。
海上	第6次NACCSでも検討された「アタッチシートの電子化」について、PDFでの情報添付では完全なる電子化ではなく船会社側の入力負担増加となること等から見送った経緯があるが、電子化の観点から再度関係業種の意見を聞きながら検討をする。		

1 – 2. WG個別検討結果（22）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第3回 海上保税・貨物WG		・輸出コンテナ総重量証明（VGM）に関するNACCS対応について検討する。	
22. 輸出コンテナ総重量証明（VGM）対応			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
海上	令和元年8月5日 国土交通省で開催された「サイバーポート検討WG(港湾・貿易手続)」において提示された「コンテナ総重量のシステム導入にかかる方針について」の中で、海事局より、2020年末の連携基盤構築前にVGMの電子的な情報伝達を可能にするべく、関係法令等を改正する方針が示された。それに伴い、NACCSでの対応は見送ることとする。	海上	現時点での対応は見送るものの、今後の状況を見守りつつ必要に応じ議論を再開する。

1 – 2. WG個別検討結果（23）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第4回 合同WG		・利便性および電子化・ペーパーレス化の促進に向けた海上入出港業務の見直しについて検討する。	
23. 海上SW業務（入出港業務）の見直し			
関連議題 3. デジタル証明書の見直し 12. モバイル端末への対応について 15. ユーザーインターフェースの見直しについて 17. システム対象業務の見直し			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
新規業務	関連議題と合わせ、WebNACCSに関する以下の課題について、経済性や機能性を考慮の上で見直しを行い、海上入出港業務の更なる電子化・ペーパーレス化の促進を行う。 ・操作性が悪い ・帳票確認（WNC業務）、状態確認（WVS業務）が分かれている ・外部ファイルの一括アップロードができない ・複数画面での入力となり手間となっている ・デジタル証明書関連	業務	具体的な海上入出港業務の見直しについては詳細仕様で検討する。

1 - 2. WG個別検討結果 (24)

個別検討・説明事項		検討内容等	
第3回 海上保税・貨物WG		・ 船会社船舶受委託関係の見直しについて検討する。	
24. 船会社船舶受委託関係の見直し			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での 検討とした事項
海上	受委託設定を船舶代理店でも実施可能とすることにより、NACCS不参加船社側の設定の迅速化を検討する。	海上	具体的な受委託設定の見直しについて 詳細仕様で検討する。
		海上	受委託登録状況の整理を検討する。

1 - 2. WG個別検討結果 (25)

個別検討・説明事項		検討内容等	
第4回 合同WG		・ JASTPROコード等と紐付けていない法人番号での業務対応について、課題の整理を行う。	
25. 法人番号による業務対応			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
通関	リアルタイム口座、包括保険の利用対応について課題として提示した。	通関	具体的な業務対応については詳細仕様で検討する。
通関	英字社名・住所等の補完機能の実施可否について、情報管理体制等を含め、課題として提示した。		

1－2. WG個別検討結果（26）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第4回 合同WG		・利用申込手続きの見直しおよびシステム設定機能（U業務）の充実等について検討する。	
26. 利用申込手続きの改善			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	新規利用申込時の2段階の手続きを見直し、スムーズな利用開始や利用開始までの期間短縮を図る。	共通	具体的な仕様については詳細仕様で検討する。
共通	システム設定に関するU業務を充実させ、利用者側で設定更新を行い反映までの期間短縮を図る。		

1－2. WG個別検討結果（27）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第4回 合同WG		・税関関係業務について第7次NACCSにおいて見直しが必要と思われる案件を前広に情報提供し、検討を行う。	
27. 税関関係業務の見直しについて			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での 検討とした事項
共通	税関関係業務について第7次NACCSにおいて見直しが必要と思われる案件を前広に情報提供し、実施可否については今後制度改正等を踏まえ検討を行う。		特になし

1 - 2. WG個別検討結果 (28)

個別検討・説明事項		検討内容等	
第2回 合同WG		・ 最新技術の実用性について検討する。	
28. 最新技術の実用性			
関連議題 29. 国際連携機能と各種デジタルプラットフォーム連携について			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	NACCSにおける「導入の可能性」が高いと判断した技術については、今後より詳細な実用性等の検討を継続していく。	業務	RPAの活用に留意した、パッケージソフトの画面やキーボード操作で全て処理出来る仕様等を検討する。
共通	最新技術の導入検討を行うにあたり、技術の導入目的を常に意識し、新たな代替案等が発見された場合は、都度軌道修正の要否を検討する。	業務	netNACCSのAPI公開も含めて、他のプラットフォームと連携した運用が、トータルとして利便性の高いものになるような仕様等を検討する。
		業務	第7次NACCS運用開始時に十分なデータをもって運用が開始できるよう、事前のデータ蓄積等について検討する。

1 - 2. WG個別検討結果 (29)

個別検討・説明事項		検討内容等	
第1回 合同WG		・ 国際連携機能に係る要望を確認し、各種デジタルプラットフォームとの連携の可能性について検討する。	
29. 国際連携機能と各種デジタルプラットフォーム連携について			
関連議題 13. 関連システム一覧 28. 最新技術の実用性			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での検討とした事項
共通	国際連携機能と国内外の各種プラットフォームについては、政府の制度改正や施策等の動向を踏まえ、連携の可能性について検討を継続する。		特になし

1 – 2. WG個別検討結果（30）

個別検討・説明事項		検討内容等	
第3回 WG(共通)		・システム更改時における移行方法の基本的な考え方について検討する。	
30. 次期システムへの移行方針			
関連議題 なし			
区分	WGにおける決定事項	区分	WGにおいて詳細仕様での 検討とした事項
共通	第7次NACCS更改では、2020年度に統合される貿易管理サブシステム機能を含め、大規模な移行となることから、現行NACCSのデータを一括で移行することを目指す。	共通	一括移行の実施に当たり、曜日や時間帯について詳細仕様で検討する。
共通	移行時間については、第6次NACCS中年度更改での移行時間を目安とする。	共通	移行時間については詳細仕様で検討する。

参考資料2. システムの安定稼働（システム構成等）

2-1. システムの信頼性について

第7次NACCSの信頼性については、以下のとおり、現行システムと同等以上を確保する。

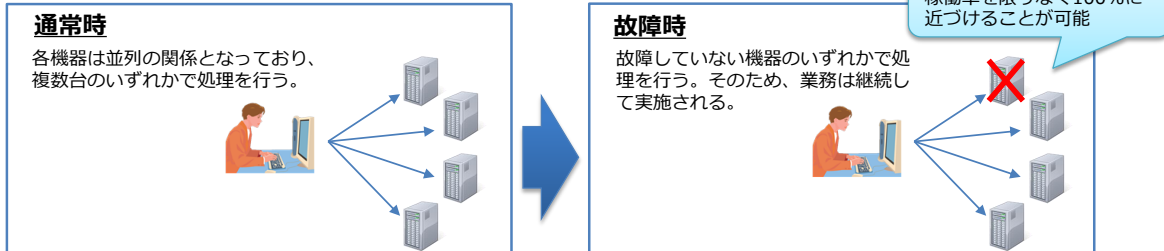
区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	システムの信頼性について	
2. 現行仕様	現行システムにおける信頼性要件 ・稼働率：99.99%以上 ・業務トランザクション処理時間：平均 1 秒以内 ・24時間365日稼働（定期保守時間を除く）	
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	官民共同利用の基幹システムとして、安定性・信頼性の高いシステムを実現する。	
4. 次期仕様	第7次NACCSにおいても、現行システムと同等以上の信頼性要件を確保する。	
5. その他		

2-1-1. 第6次NACCSのハードウェア構成

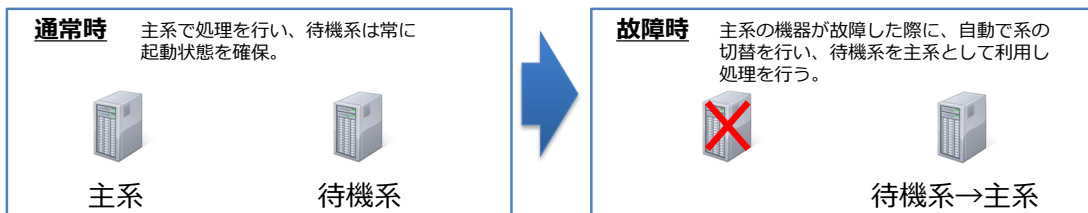
第6次NACCSのハードウェア構成

オープン系サーバを中心として構成している。
各サーバについては、信頼性とコストを考慮し、「全機現用構成」または「デュプレックス構成」のいずれかを採用して多重化しており、安定性・信頼性を確保している。

➤ 全機現用構成



➤ デュプレックス構成※



※ 機器有効活用の観点から、一部のサーバにおいては異なる機能を相互にスタンバイするような方式を採用している。

2-1-2. 第7次NACCSのシステム信頼性

第7次NACCSの基本的なシステム構成

- ・機器の一部故障時においても、システム構成を多重化することによって、業務処理を継続して実施可能とする。
- ・今後の更なる業務量増加に伴う処理起動改善に向けて、稼働中に柔軟な変更が行えるシステム構成を検討する。
- ・メインセンターにおける大規模災害・大規模障害発生に備え、現行システムと同様に引き続きバックアップセンターを設置する。

第7次NACCSにおいても、現行システムと同等以上の信頼性要件を確保する。

2-2. 定期保守の見直し

第6次NACCSでは月1回の保守日を見直し2カ月に1回へ削減したが、更なる見直しの検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	定期保守日及び保守時間の見直し	
2. 現行仕様	第6次NACCSでは、定期保守日を2カ月に1回設けており、1回の保守時間を2時間30分としている。	第5次NACCSは毎月1回（2時間30分の停止）
3. 見直しの経緯（利用者の要望等）	昨年に行った、第7次NACCSに関する利用者アンケートの結果、利用者から時間と回数について、更に短くして欲しいとの要望が寄せられている。	
4. 次期仕様	定期保守の回数、時間等の見直しについて検討する。	
5. その他		

2-2-1. 保守日及び保守時間の構成

第6次NACCSでは保守日を2カ月に1回とし、保守時間の2時間30分の時間構成は以下の通りである。

作 業	概 要	所要時間	合計時間
全サーバ停止	全サーバを順次停止	30分	2時間30分
保守日作業	・通常のシステムメンテナンス作業 ・プログラム変更作業 ・プログラム変更事前準備作業 ・システム更改に伴う事前準備作業 など	1時間30分	
全サーバ起動	全サーバを順次起動	30分	

上記時間構成を鑑みると、2時間30分をさらに短縮するのは困難。

第6次NACCSでは保守日を2カ月に1回としているが、上記の様な作業がある為、プログラムリリースが遅れるといった影響を考えると、現状の2カ月に1回の作業を維持する方が良いと考える。

2-2-2. (参考) 利用者アンケート

利用者アンケートでは、大半の利用者から現在の運用で問題無いとの結果を得ている。尚、その他一部の利用者からは以下のような要望を頂いている。

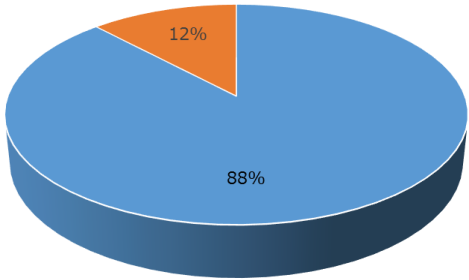
(時間短縮・回数削減に関する要望)

- ・現場は24時間365日動いているので、2.5時間の保守でも長く感じる。短くして欲しい。
- ・業務に影響がある為、なるべく少なくしたい。
- ・例えば夜間であっても、業務に支障が出る。
- ・深夜帯に成田空港から羽田空港への貨物転送処理が多量にあり、保守停止時間は業務処理が滞るため、短くして欲しい。
- ・24時間入出港を行っているため、保守のタイミングで入出港船が有るとマニュアル対応しなければならない。

(曜日に関する要望)

- ・月曜の朝到着分が最も少ない為、日曜日～月曜日に変えてもらいたい。もし変えてもらえるのであれば、保守の頻度は増えても構わない。
- ・NACCSの保守は現状のままで問題はないが、自社システムの停止は日曜日の夜間に行っている。再起動して問題が発生した場合、月曜日の方が現場に担当者が出勤しており、手厚い対応が可能となる為。

定期保守日の頻度・時間



2-3. デジタル証明書の見直し

netNACCS、WebNACCSにて利用しているデジタル証明書以外の認証方法について、多要素認証を考慮した検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	デジタル証明書の見直し	
2. 現行仕様	NISCの政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準に準拠しており、netNACCS、WebNACCSの利用の際デジタル証明書を取得し、利用者ID/パスワードと組み合わせた多要素認証を行っている。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	①デジタル証明書に関する煩雑な取得・更新作業や頻繁な問合せ対応が、利用者およびNACCSセンターの負担となっている。 ②iOSおよびAndroid端末でのデジタル証明書の取得が困難なため、モバイル端末での利用ができない。	
4. 次期仕様	①デジタル証明書利用時の課題を解決する認証方法を検討する。 ②モバイル端末での多要素認証方法について検討を行う。	
5. その他	今回は現状の課題の把握のみとし、次期仕様については、今後詳細検討の場にて提示する。	

2-3-1. 多要素認証の必要性

一般的に言われる多要素認証の必要性

- ✓ 「なりすまし」や「不正ログイン」等のセキュリティ上の脅威が年々増加している。
- ✓ 上記のような脅威を防ぐために採用される対策のひとつとして、「多要素認証」が推奨されている。
(ID、パスワードのみではセキュリティ対策が弱い時代となっている。)
- ✓ 扱う情報やシステムの役割が重要な程、セキュリティ対策を重視する必要がある。

NACCSとは

- ✓ 日本の貿易手続きを支えるミッションクリティカルシステム。
(NACCSが停止すると、日本の輸出入が停止する可能性もある。)
- ✓ 民間企業、行政機関等の様々な利用者が接続する共通プラットフォーム。
- ✓ 安定性・信頼性を最重視するシステム。

NACCSは、様々な利用者が接続し、日本の貿易手続きを支える公共的インフラであることから、セキュリティ対策は重要。



NACCSは、多要素認証が必要なシステムと考える。

2-3-2. デジタル証明書に関する課題

デジタル証明書利用に係る主な課題を以下に整理する。

No	課題	内容
1	取得作業の煩雑さ	デジタル証明書（インストールツール含む）を取得するための作業が煩雑である。センター側でも取得に係る問合せ対応に時間を要し、毎月250件程度の問合せがある。
2	有効期限	証明書に1年間の有効期限があり、更新作業を要する。
3	端末入替時作業の煩雑さ	端末入替時にセンターに再発行処理等の手続きが必要となり、原則最低1営業日を要する。
4	モバイル端末への対応	iOSおよびAndroid端末ではデジタル証明書の取得ができず、モバイル端末でのNACCS利用ができない。

デジタル証明書利用時の課題を解決する認証方法を検討する。

モバイル端末での多要素認証方法について検討する。

参考資料3. システム処理方式関係

3-1. EDI仕様（電文形式）について

第7次NACCSにおける、EDI仕様（電文形式）については、以下の通りとする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	EDI仕様（電文形式）について	
2. 現行仕様	EDI仕様に定める業務電文については、安定性や処理の高速性に優れるNACCS－EDIを基本とし、対象業務が限定されているEDIFACT、XMLの3種類の電文形式に対応している。	
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	-	
4. 次期仕様	自社システムへの影響や特段の要望も無いことから、第7次NACCSにおけるEDI仕様（電文形式）については、現行（第6次NACCS）同様に安定性や処理の高速性に優れるNACCS－EDI、EDIFACT、XMLの電文形式に対応する。	
5. その他		

3-1-1. NACCSで対応している電文形式

NACCSで対応している電文形式は、下表の通り、NACCS-EDI、XML及びEDIFACTの3種類となっている。

電文形式	NACCS-EDI	XML	EDIFACT
対応処理方式	ebMS処理方式	ebMS処理方式	—
	SMTP双方向処理方式	SMTP双方向処理方式	—
	メール処理方式（SMTP/POP3）	メール処理方式（SMTP/POP3）	メール処理方式（SMTP/POP3）
	netNACCS処理方式	—	—
	インタラクティブ処理方式（パッケージソフト）	—	—
システム区分	自社システム	自社システム	自社システム
	パッケージソフト	—	—
電文長	固定長デリミター方式	可変長方式	可変長方式
特長	データ長が規定されているため、サーバにおいて高速に処理ができ、バッファオーバーフローなどの不正動作が発生しにくい	データにタグをつけることにより可読性・自由度の高い電文を作成することができる	行政、商業及び輸送分野の関係者間における商取引に伴う情報の電子的交換のために国際標準となった形式を採用している
留意点	—	タグ付けされたデータ要素を判別する必要があるため、サーバ処理に負荷がかかる NACCSデータベースとの関係でデータ長の制約が発生する	国際標準でカバーされている範囲外のデータ項目はやりとりできない

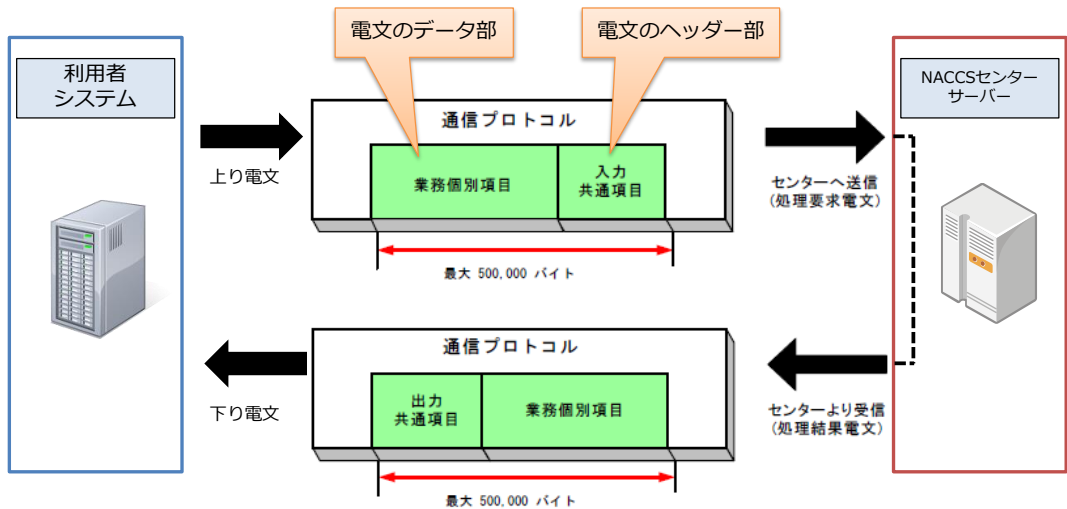
システムの安定稼働を最優先とすることから、安定性や処理の高速性に優れるNACCS-EDIを基本とする現行仕様を踏襲することとする。

3-1-2. （参考） NACCS-EDI電文

NACCS-EDI (NACCS-Electronic Data Interchange)

「固定長デリミター方式」の電文で、NACCSの基本的な電文形式として採用している。

固定長デリミター方式は、項目の文字数や桁数、繰り返し数などに上限があるものの、大量のデータを短時間で処理できるというメリットがあり、年間約6億トラフィックに及ぶ業務を基本的には1秒以内に処理する（SLAに規定）ため、この形式を採用している。

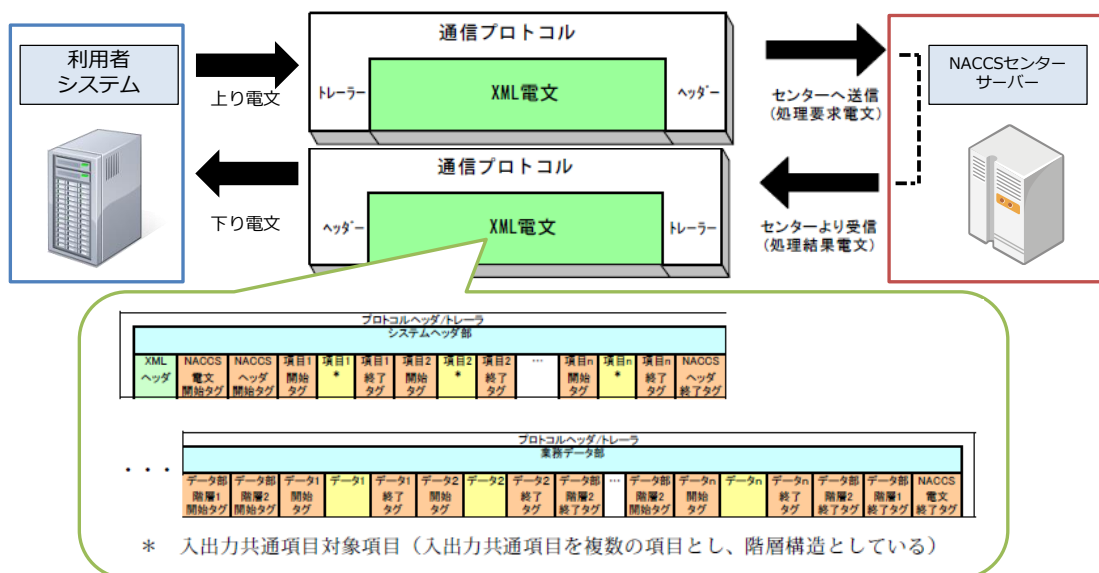


3-1-3. (参考) XML 電文

XML (eXtensible Markup Language)

「マークアップ言語」と呼ばれるもののひとつで、「タグ」と呼ばれる特定の文字列で地の文に情報の意味や構造、装飾などを埋め込んでいく言語。

データを表す形式の一つ(拡張子「.xml」)で、テキスト形式のファイルに記述することによりOSの種類を選ばず簡単に扱えること、タグの定義が自由であること、データ構造が表現可であるためデータの意味・構造が非常にわかりやすいことなど、世界標準の一つとして利用されている。NACCSにおいては、輸出入者が行うSIR業務等一部の業務において利用が可能となっている。



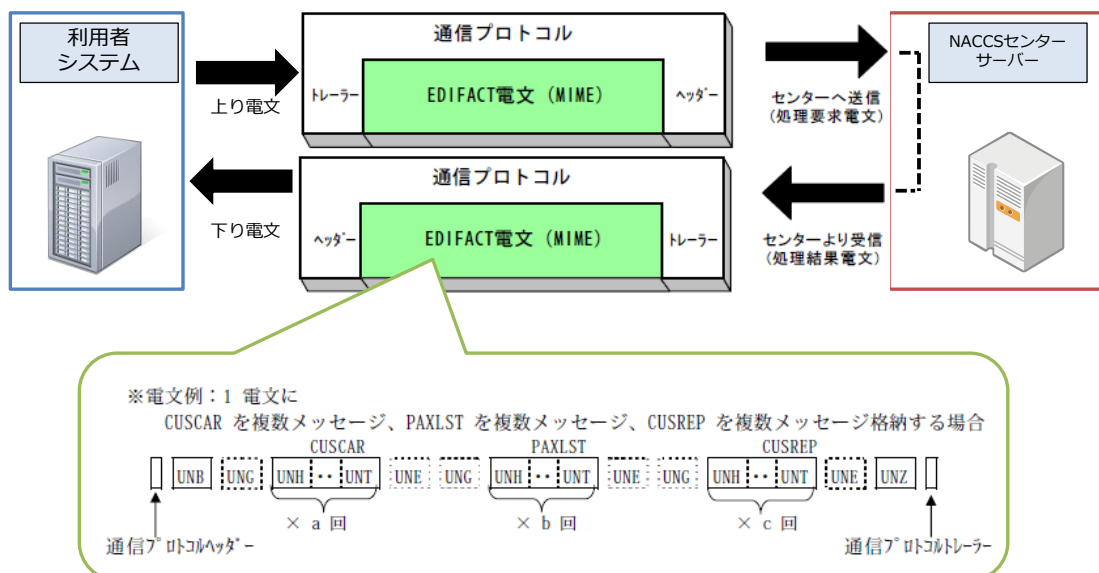
3-1-4. (参考) EDIFACT 電文

EDIFACT (Electronic Data Interchange for Administration, Commerce and Transport)

行政、商業及び輸送分野の関係者間における商取引に伴う情報(積荷目録情報、インボイス情報、輸出入申告情報等)の交換のために、米国及び欧州で別々に開発されてきたEDI標準を統合したものであり、国際標準化機構 (ISO) の承認を得て、国際間でEDIを行う際の標準規約として、国連欧州経済委員会 (UN/ECE) により勧告された電文形式である。

EDIFACTでは、積荷目録、インボイス、輸出入申告等の具体的な書式を「標準メッセージ」と呼んでおり、シンタックスルールに基づいたヘッダー部とそれに続く個別のタグが付されたデータ部からなっている。

NACCSにおいては、船舶・航空機の入出港手続きに係る業務の一部についてEDIFACTメッセージを送受信できるように対応している。



3-2. インターネット経由の新たな自社システム接続方式

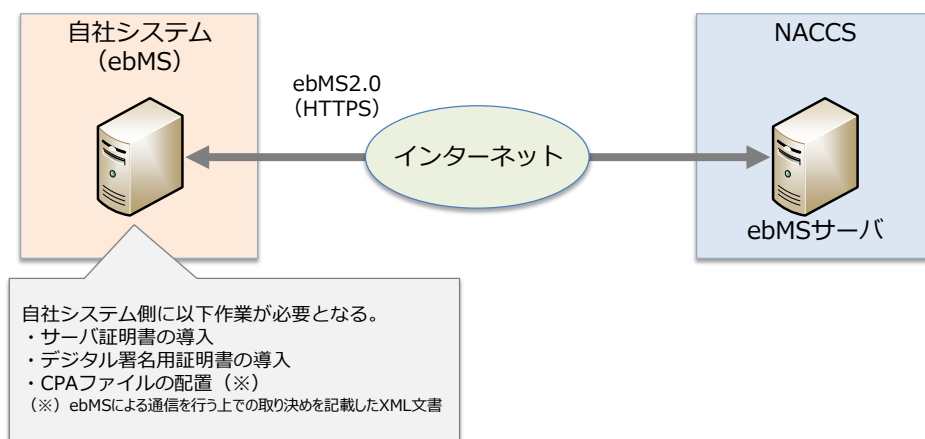
第7次NACCSにおいては、柔軟なインターネット経由による自社システムの接続方式について、以下の通りとする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	- ebMS処理方式の廃止による利用者への影響 - netNACCSの仕様（API）公開による接続方法	
2. 現行仕様	第6次NACCSでは、インターネット経由で自社システムを接続する場合、ebMS処理方式のみとなっている。	
3. 見直しの経緯（利用者の要望等）	- ebMS処理方式では、証明書の更新作業が毎年発生するため、利用者とNACCSセンター間で調整及び作業が発生しており、負担となっている。 - インターネットを経由した自社システムの接続方式は、将来的に今回検討する新たな接続方式に集約していくこととし、ebMS処理方式については、廃止を検討する。 - 専用回線を使用せず、インターネットを経由して自社システムとNACCSを接続したいという利用者が今後増えてくることが予想される。	
4. 次期仕様	ebMS処理方式を廃止し、netNACCSの仕様（API）を公開する。	
5. その他	既存ebMS処理方式を利用されている自社システムについて、ebMS処理方式の廃止に伴う利用者への影響を整理する必要がある。	

3-2-1. 第6次NACCSにおけるebMS処理方式 接続構成

第6次NACCSにおけるebMS処理方式の接続構成は、以下の通りである。また現在のebMS処理方式は一部業務のみしか実施できない。

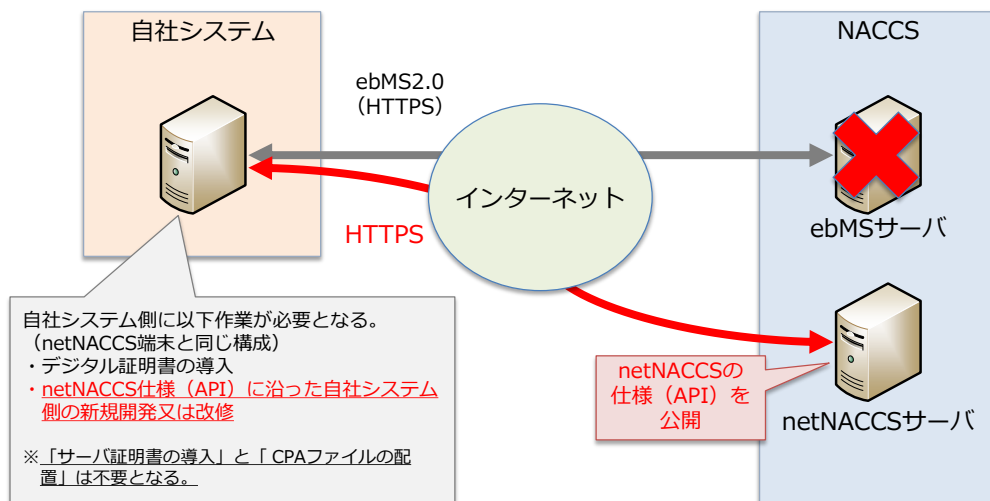
■現在のebMS処理方式の接続構成イメージ



3-2-2. 第7次NACCSにおけるebMS処理方式 接続構成イメージ

第7次NACCSで検討するインターネット経由の新たな自社システム接続方式イメージは、以下の通りである。またebMS処理方式については、廃止することとする。

■新たなインターネット経由した自社システム接続方式イメージ

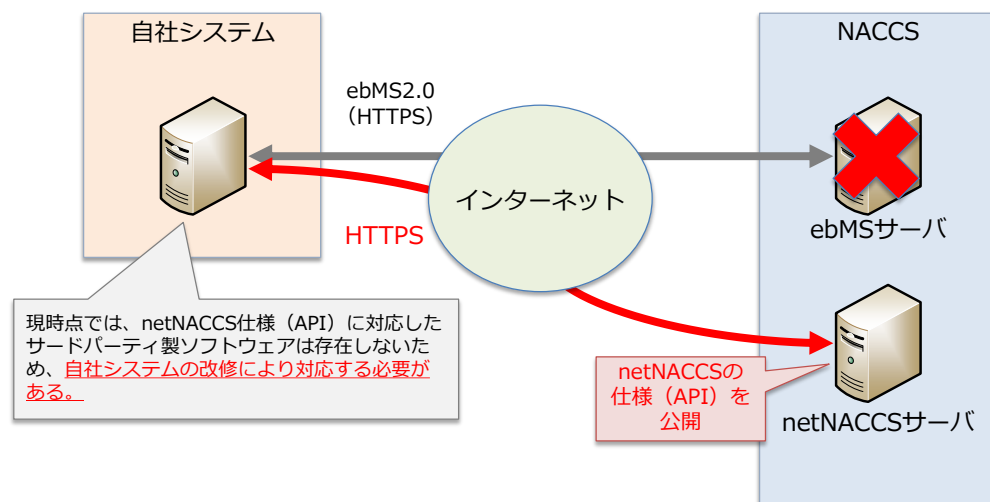


3-2-3. ebMS処理方式利用者の自社システムへの影響

ebMS処理方式を廃止する場合、該当処理方式利用の自社システムへの影響は、以下の通りである。

現在サードパーティ製のソフトウェアを利用してebMS接続されている場合、netNACCSの仕様 (API) に沿った自社システム側の改修が必要となる。

■ebMS処理方式利用の自社システムへの影響



3-2-4. ebMS処理方式とnetNACCSの主な違い

ebMS処理方式とnetNACCSの主な違いは以下の通りである。

項目	ebMS処理方式	netNACCS
帳票電文の受信方法	NACCSから自社システムへ電文の送信を行う。	自社システムからNACCSに対して電文の受信を行う。
実施できる対象業務	一部業務のみを提供 (81業務が対象※)	全業務を提供 (ただし、下記XML形式対象業務を除く)
XML形式が使用できる対象業務	・EIR (S/I情報登録) ・IVA (インボイス・パッキングリスト情報登録) ・SIR (船積指図書 (S/I) 情報登録)	左記のXML業務は、現在のnetNACCSでは対応していない。そのため、ebMS処理方式を廃止する場合には、左記のXML業務をnetNACCSで対応できるようにする想定。

※「EDI仕様書 付録6」に記載されているebMS処理方式の対象業務

3-3. GW配下用パッケージソフト（メール処理方式）の廃止

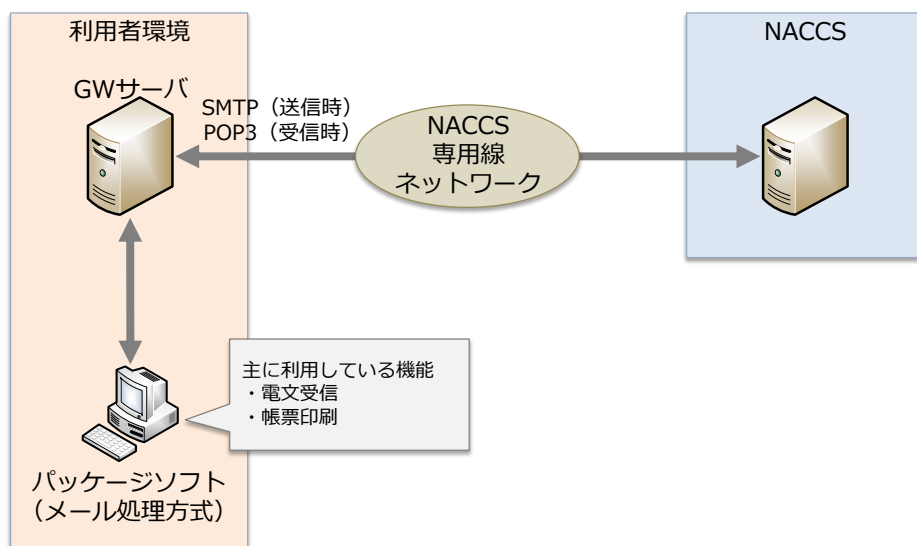
第7次NACCSにおいては、第6次NACCSで原則廃止としていたGW配下用パッケージソフト（メール処理方式）を完全廃止する。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	・ GW配下用パッケージソフト（メール処理方式）の廃止による利用者への影響	
2. 現行仕様	・ 第6次NACCSにおいては、パッケージソフト（メール処理方式）を原則廃止とし、GW配下のみ利用可能としている。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・ パッケージソフトの開発コスト削減および将来的な接続処理方式の集約に向けて、第6次NACCSで原則廃止しているGW配下用パッケージソフト（メール処理方式）を第7次NACCSで完全廃止する。	
4. 次期仕様	・ GW配下用パッケージソフト（メール処理方式）の完全廃止。	
5. その他	宛先管理機能の強化を行い、送信時と異なる処理方式のパッケージソフトで電文受信が出来るように検討する	

3-3-1. 第6次NACCSにおけるGW配下用パッケージソフト（メール処理方式） 接続構成

第6次NACCSにおけるGW配下用パッケージソフト（メール処理方式）の接続構成は、以下の通りである。

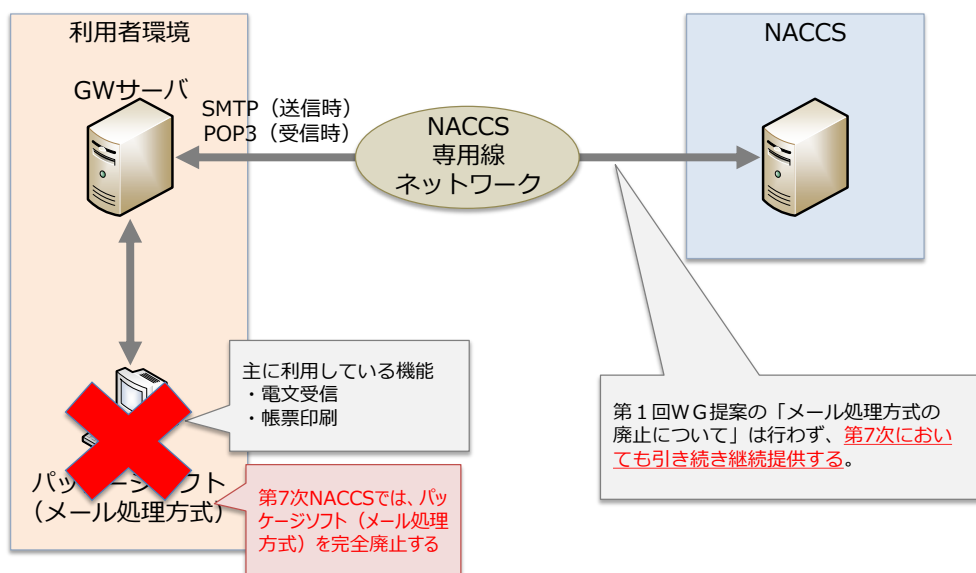
■現在のGW配下用パッケージソフト（メール処理方式）の接続構成



3-3-2. 第7次NACCSにおけるGW配下用パッケージソフト（メール処理方式） 接続構成イメージ

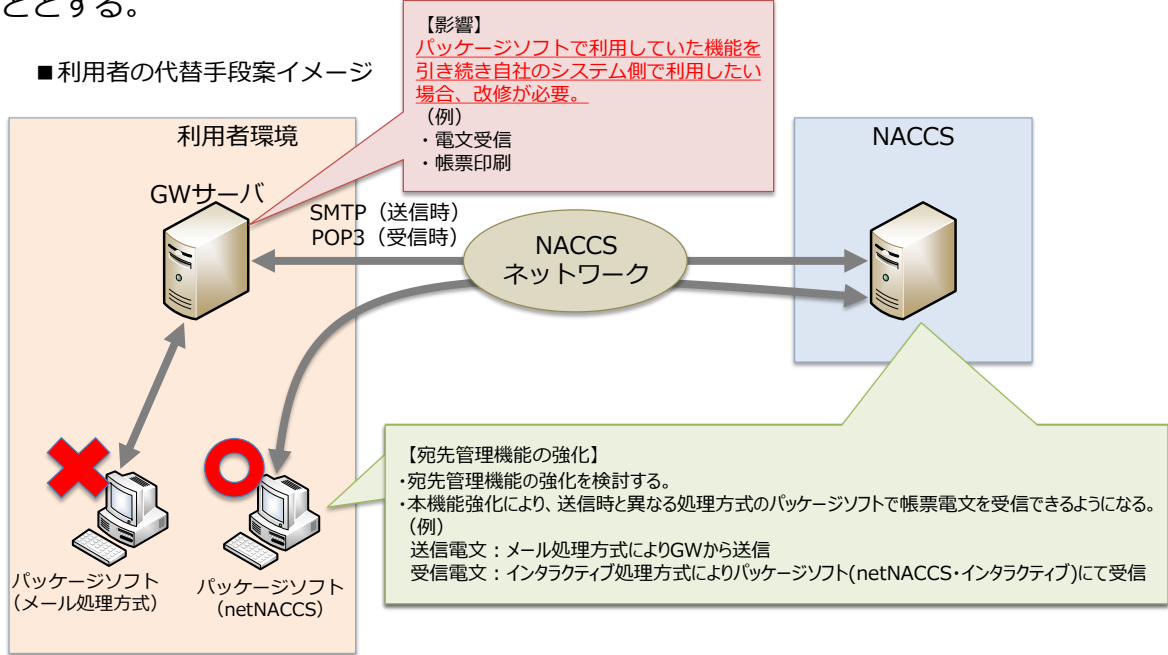
第7次NACCSにおいては、GW配下用パッケージソフト（メール処理方式）を廃止する。

■ GW配下用パッケージソフト（メール処理方式）の完全廃止イメージ



3-3-3. GW配下用パッケージソフト利用者への影響

GW配下用パッケージソフト（メール処理方式）の完全廃止に伴う、利用者への影響は以下の通りである。廃止に伴い、宛先管理機能の強化を行い、送信時と異なる処理方式のパッケージソフトで電文受信が出来るように検討を行うこととする。



3-4. システム制限値の見直し

個別オンライン業務におけるDB保存期間の拡大、処理可能件数の拡大、電文サイズ上限等のシステム制限値の見直しの必要性について検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	システム制限値の見直し	
2. 現行仕様	システムでのDB保存期間及び処理可能件数などについて、現行システムにおける性能の確保、DB容量の制限等から、上限値を定めている。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・個別オンライン業務におけるDB保存期間の拡大や処理件数の拡大等、システム制限値見直しの必要性について検討する。 ・電文サイズ上限値見直しの要否について検討する。	
4. 次期仕様	原則、第6次NACCSの上限値とし、必要に応じて見直しを行う。	
5. その他		

3-4-1. システム制限値（DB保存期間）

第6次NACCS更改時では、下記のようなDB保存期間の見直しを実施した。

項番	情報名	区分	データ保存起算の契機	起算日	第5次 ※1	第6次 ※1	対 応 理 由
1	輸出申告 ※2	空/海	事項登録実施時	事項登録実施時	6日	10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
2	輸入申告 ※3	空/海	事項登録実施時	事項登録実施時	6日	10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
3	貨物情報	海	「積荷目録提出（DMF）」業務実施時	入港年月日	6日	14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
4			①バラ貨物で輸入等許可時 ②コンテナ詰貨物で輸入等許可により搬出時	①輸入等許可日 ②搬出日	6日	14日	1B/L複数コンテナの貨物に対して、輸入許可後、コンテナの引取り毎にDOR業務を複数回行う場合に、途中で貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
5			「輸出貨物情報登録（ECR）」業務実施時	搬入予定日	7日	14日	搬入予定日から貨物の到着が遅れるケースに対応する為。
6	コンテナ	海	①DMF業務実施時 ②実入コンテナで「船積情報登録（CLR）」業務の船積処理実施時	①入港年月日 ②CLR業務実施日	6日	14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
7	修正申告	空/海	「修正申告事項登録（AMA）」業務実施時	事項登録実施時	6日	10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
8	関税等更正請求	空/海	「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務実施時	事項登録実施時	6日	10日	詳細仕様の検討において追加。
9	輸出自動車	空/海	「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時	業務実施時	4日	10日	詳細仕様の検討において追加。

（※1）日曜・祝日を除く日

（※2）別送品輸出申告を含む。また、添付ファイル管理も併せて延長する。

（※3）移出輸入申告、輸入申告（沖縄特免制度）及び機用品蔵入承認を含む。また、共通管理番号輸入申告明細及び添付ファイル管理も併せて延長する。



3-4-2. システム制限値（処理件数・電文サイズ）

第6次NACCS更改時では、主に下記のような処理件数の見直しを実施した。

項番	情報名	区分	第5次	第6次	備 考（対 応 理 由 等）
1	輸出入申告業務の欄数	空/海	50欄	99欄	恒常的に50欄を超える申告を行う利用者が存在するため。
2	1貨物の分割（スプリット）便数（輸出入）	空	20便	30便	実運用上頻繁に発生するケースがあり、運用対処が困難であるため。
3	1MAWBあたりのHAWB件数	空	3,000件	9,999件	EC貨物（小口化）の増加に伴う、マスターAWBに付随するハウスAWBの増加へ対応するため。
4	1便あたりの旅客数	空	700人	999人	LCCのA380の運航を想定して対応するため。
5	1船舶あたりの旅客数	海	3,000人	8,000人	客船の大型化・乗客増に対応するため。
6	1B/L・輸出管理番号あたりのコンテナ本数	海	100本	200本	実運用上、100本を超えるケースが存在するため。
7	輸入1申告あたり（最大5B/L）のコンテナ本数	海	500本	999本	実運用上、複数B/Lで数百本となるケースが存在するため。
8	1船社あたりの受委託対象港数	海	100港	200港	受委託対象港数の増加・変更に対応するため。

第6次NACCS更改時では、下記の通り電文サイズの見直しを実施した。

項番	情報名	区分	第5次	第6次	備 考（対 応 理 由 等）
1	NACCS-EDI電文サイズ	共通	500 KB	700 KB	1MB超とした場合、ハードウェアの見直しが必要となる。また、自社システム等の改修も必要となる可能性がある。



3-5. EDIFACTのバージョンアップ対応について

第7次NACCSにおけるEDIFACTのバージョンアップ対応について検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	第7次NACCSにおけるEDIFACTのバージョンに関する検討。	
2. 現行仕様	現在EDIFACTのバージョンは、海上向けは98、航空向けは02を採用している。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	- NACCSにて現在採用しているバージョンが古く、拡張性に制約があるため、新たなバージョンへ移行する必要がある。 - 現行EDIFACTバージョンに対応した機材のサポート期間が第6次NACCSのシステムライフを以て終了するため、第7次NACCSでは新たなバージョンに対応した機材を採用する必要がある。	
4. 次期仕様	第7次NACCSでは、自社システム（EDIFACT）利用者への影響を考慮し、全面刷新が行われた「バージョン12」の採用を前提に検討を行っていく。尚、今後さらに新たなバージョンがリリースされた場合には、改めて採用の可否を検討する。	
5. その他	本対応に伴い、第7次NACCS更改時に利用者側でのシステム改修及び接続試験が必要となる。	

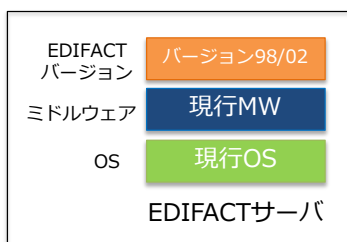
3-5-1. バージョンアップ対応案

自社システム（EDIFACT）利用者への影響を考慮し、全面刷新が行われた「バージョン12」の採用を前提に検討を行っていく。尚、今後さらに新たなバージョンがリリースされた場合には、改めて採用の可否を検討する。

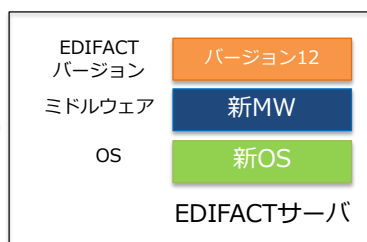
本対応に伴い、第7次NACCS更改時に利用者側でのシステム改修及び接続試験が必要となる。

バージョンアップのイメージ

現状（第6次NACCS）



第7次NACCS



・OSとミドルウェア、EDIFACTのバージョン全ての変更が発生。
(EDIFACT「バージョン12」前提)
・利用者側のシステム改修が必要。

3-6. 添付業務の見直し

第7次NACCSにおいて提供する各種添付業務について、利用者ヒアリングやアンケート回答を踏まえて、見直しについて検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	添付業務の見直し	
2. 現行仕様	申告手続きに係る通関関係書類の添付業務（MSX業務等）や各種申請時にファイル添付が可能な汎用申請業務（HYS業務等）を提供しており、各添付業務毎に総ファイル容量や1ファイル容量について上限値を定めている。 なお、第6次NACCS更改において、総ファイル容量を3MBから10MBに拡張した。	
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	添付ファイル容量の上限値などに関する以下の様な要望が寄せられている。 （利用者からの要望） ・ カタログや写真を添付する場合、ファイル分割を強いられるケースがあるため、1ファイル容量及び総ファイル容量を増やしてほしい。 ・ 削除ファイル分の容量は上限値に含めないでほしい。 ・ 税関向けと関連省庁向けの添付業務に仕様の違いがあるので見直してほしい。 など	
4. 次期仕様	以下の項目について、今後の詳細仕様検討の中で見直しを行う。 ・ 添付ファイル容量上限値等の見直し ・ 添付業務仕様の見直し	
5. その他		

3-6-1. 添付業務及び各業務の容量等一覧

項番	業務コード	業務名	関係省庁	ファイル数	1ファイルの容量 (MB)	合計ファイル容量 (MB)
1	MSX	申告添付登録	税関	10	3	10
2	MSY01	申告添付訂正	税関	10	3	10
3	MSB	添付ファイル登録	税関	－ ※ 1	3	10
4	MSF01	通関系関連省庁添付登録	検疫（食品）	10	5	5
5	MSF02	通関系関連省庁添付登録	動植物検疫所	5 ※ 2	1	5
6	MSV	輸出証明書等発給申請	農水・国税等	－ ※ 1	10	10
7	JAF	外為法 添付書類等追加申請	経産省	10	10	10
8	JAB	外為法 補正申請	経産省	10	10	10
9	JAA	外為法 電子ライセンスの訂正申請	経産省	10	10	10
10	HYS	汎用申請	税関	－ ※ 1	5	10
11	KFT	ファイル申請	港湾管理者	10	10	10
12	POC	医薬品医療機器等輸入報告	厚生局等	－ ※ 1	10	10
13	PTC	医薬品医療機器等輸出届出	厚生局等	－ ※ 1	10	10
14	PYA	医薬品医療機器等利用者情報登録	厚生局等	－ ※ 1	10	10

※ 1 上限の設定無し
※ 2 一部の申請は2件まで

3-6-2. 添付業務の上限値等の見直し

添付ファイルの容量を拡張してほしい等、以下の様な要望が多く寄せられていることから、見直しを検討する。
なお、ディスク容量・回線容量等の拡張も必要となるため、関連システムへの影響等も併せて考慮する必要がある。

(利用者からの要望)

- ・MSX業務等の添付業務は、総ファイル容量10MB、1ファイル容量3MB、添付数10ファイルまでの上限があり、拡張を望む。
(特に関税暫定措置法第8条関係でファイル容量が大きくなっている。)
- ・MSY01業務において削除を行ったファイルも、総ファイル容量の対象に含まれてしまうため、追加で添付ファイル登録を行う際に容量が逼迫し、マニュアル対応となってしまうことがある。

項 目	内 容
1. 提案内容	・意見交換の結果等を踏まえ、総ファイル容量30MB、1ファイル容量10MB への拡張を検討する。 ・総ファイル容量の対象に削除ファイル分を含めないことを検討する。
2. 見込まれる効果	・利用者が一度に送付できる添付ファイル容量が増え、総ファイル容量10MBを超えるファイルを送信することが可能となり、ファイルの分割を意識することなく作業が行える。 ・ファイル削除を実施しても、総ファイル容量の逼迫を意識することなく業務を実施する事ができる。
3. 懸念事項	処理時間：容量の拡張に伴い処理にかかる時間が長くなる可能性があるため、利用者への影響やシステム性能の低下について検討が必要。 回 線：大容量ファイルを添付することにより、回線容量が逼迫する可能性がある。 回線容量について検討が必要（関連省庁側ネットワークも含む）。

3-6-3. 添付業務仕様の見直し

税関向けと関連省庁向けの添付業務に仕様の違いがあり、以下の意見が寄せられている。

(利用者からの意見)

- ・MSF01業務で追加でファイルを送付する際、前のファイルを全て削除してから、追加ファイルと併せて送る必要がある。
MSY01業務のように、追加形式でファイルを送れるようにしてほしい。
- ・輸出入申告のMSX業務では照会業務であるIMS業務で添付したファイル一覧を確認できるが、MSF01業務等にも同様に添付一覧を確認できる照会業務を新設願います。
- ・運用上、事前情報として税関宛にMSB業務で送っている。税関以外の関連省庁についてもMSB業務の様に申請に紐づかない単独のファイル送信業務が欲しい。
- ・MSX業務等で通信欄のみの訂正機能が欲しい。（書類等の添付は不要。）

項 目	内 容
1. 提案内容	税関向けと関連省庁向けの添付業務の仕様の統一を検討する。
2. 見込まれる効果	添付業務の仕方を統一することにより業務効率化を図る。
3. 備考	業務仕様の見直しは、関連省庁との調整が必要であり、今後の詳細仕様検討の中で行う。

第6次NACCSより提供をしているWebNACCS対象業務の拡大の検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	WebNACCS対象業務の拡大	
2. 現行仕様	WebNACCSにおいては海上入出港業務、損害保険業務、照会業務を提供している。 ・海上入出港業務：58業務 ・照会業務：8業務（海上）、8業務（航空） ・損害保険業務：4業務 ・その他：1業務（利用者設定業務）	
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	第6次NACCS更改時においては、一部の機能をパッケージソフトからWebNACCSによる提供に変更し、対象業務の拡大を行ったが、利用者ヒアリングでは、対象業務の更なる拡大を希望する回答があったことから、WebNACCS業務の拡大について検討を行う。	
4. 次期仕様	・輸出入者の包括保険本登録業務のWeb化を検討する。 ・その他、利便性の向上が見込める業務の追加について検討する。	
5. その他	・第6次NACCSのWebNACCS業務については次ページ以降を参照。 ・WebNACCSの利便性については、デジタル証明書の要否等、業務（機能）以外の要因も影響する為、他要因の方針も併せて配慮しつつ検討を行うこととする。	

3-7-1. WebNACCS提供業務の一覧①

以下のオンライン業務について、現行システムで提供を行っている。

 (1) 海上入出港業務

業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード
船舶基本情報登録	WBX	移動届	WMR	入港料減免・還付申請	WER
船舶基本情報訂正	WBX	移動届呼出し	WMR	入港料減免・還付申請呼出し	WER
船舶基本情報訂正呼出し	WBX	出港届等	WOT	船舶運航動静通知	WER
船舶運航情報登録	WBX	出港届等呼出し	WOT	船舶運航動静通知呼出し	WER
乗組員情報登録	WBX	出港届等B	WOT	海側施設使用許可申請	WST
旅客情報登録	WBX	出港届等B呼出し	WOT	海側施設使用許可申請呼出し	WST
船用品情報登録	WBX	入出港届等照会	WVS	陸側施設使用許可申請	WLT
船舶運航情報登録呼出し	WBX	申請状態確認	WVS	陸側施設使用許可申請呼出し	WLT
乗組員情報登録呼出し	WBX	船舶基本情報登録（内航船）	WBX	ファイル申請	WFT
旅客情報登録呼出し	WBX	船舶基本情報訂正（内航船）	WBX	とん税等納付申告	WPC
船用品情報登録呼出し	WBX	船舶基本情報訂正呼出し（内航船）	WBX	不開港出入許可申請	WCP
入港前統一申請	WPT	入港前統一申請（内航船）	WPT	船舶コード照会	WVK
入港前統一申請呼出し	WPT	入港前統一申請呼出し（内航船）	WPT	船舶管理情報照会	WVC
入港前統一申請B	WPT	入港届（内航船）	WIT	不開港出入許可申請照会	WPP
入港前統一申請B呼出し	WPT	入港届呼出し（内航船）	WIT	入出港日別一覧照会	WVD
入港届等	WIT	移動届（内航船）	WMR	船舶資格変更届	WKC
入港届等呼出し	WIT	移動届呼出し（内航船）	WMR	船舶資格変更届呼出し	WKS
入港届等B	WIT	出港届（内航船）	WOT	船舶資格変更届照会	WKP
入港届等B呼出し	WIT			帳票確認	WNC
				一時保存情報呼出し	WSC
				乗組員・旅客・危険物アップロード	WUD

（２）照会業務

海空	業 務 名	業務コード
空	輸入貨物情報照会	IAW0W
空	輸出貨物情報照会	IGS0W
空	混載貨物仕立状況照会	IMA0W
空	輸出入者情報照会	IIE0W
空	輸入申告等照会	IID0W
空	輸出申告等一覧照会	IES0W
空	輸入申告等一覧照会	IDI0W
空	輸出申告等照会	IEX0W

海空	業 務 名	業務コード
海	貨物情報照会	ICG0W
海	コンテナ情報照会	ICN0W
海	輸入申告等照会	IID0W
海	積荷目録状況照会	IMI0W
海	輸出入者情報照会	IIE0W
海	輸出申告等照会	IEX0W
海	輸入申告等一覧照会	IDI0W
海	輸出申告等一覧照会	IES0W

（３）損害保険業務

業 務 名	業務コード
包括保険仮事項登録	HHA0W
包括保険仮事項登録呼出し	HHB0W
包括保険仮登録	HHC0W
包括保険照会	IIN0W

（４）その他

業 務 名	業務コード
利用者情報登録	URY0W

3-7-2. Web化対象業務

WebNACCS対象業務として、利用者ヒアリングで要望のあった下記業務のWeb化について検討を行うこととする。

Web化対象業務

検討の背景

前ページに記載のとおり、現在WebNACCSでは包括保険の仮事項登録関連の機能のみを提供しており、本登録（包括確認登録）関連の機能は、パッケージソフトによる提供としている。

また、第7次NACCSのあり方検討の際に実施したアンケートでは、WebNACCSによる当該機能の提供を求める声が挙がったことから、今回、Web化について検討することとした。

業 務 名	現行の業務コード
包括保険確認登録	HKA
包括保険確認登録呼出し	HKB
担保照会	IAS

WebNACCSでの新規業務（機能）の提供を検討するにあたり、利用環境を含めたWebNACCS自体の利便性についても配慮する必要があり、WebNACCSを利用する際のデジタル証明書の要否やその他の認証方法など、業務（機能）以外の要件が全体の利便性に大きく影響することから、別案件として検討されている課題※の方針も配慮しつつ、検討を行うこととする。

また、上記業務の他にWebNACCSによる提供が求められた場合は、適宜、検討を行うこととする。

※ 課題名：「デジタル証明書の見直し」、「モバイル端末への対応」等

3-8. モバイル端末への対応

利用者ヒアリングやアンケート回答等を踏まえ、第7次NACCSにおいては、以下の通り、検討を行うこととする。

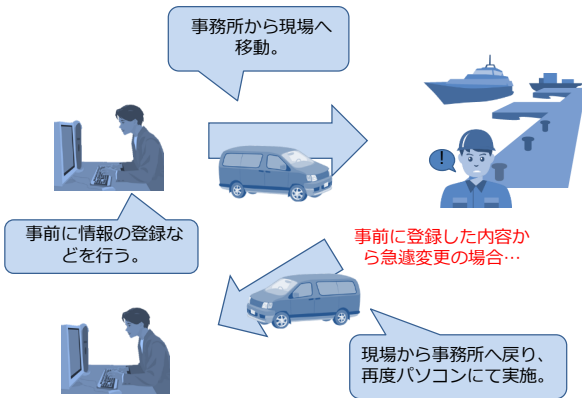
区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	モバイル端末※への対応 ※モバイル端末：スマートフォン/タブレット端末を指す。	
2. 現行仕様	モバイル端末には対応していない。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	第6次NACCS更改時、モバイル端末（スマートフォン、タブレット）への対応を検討したが、デジタル証明書の導入が困難であることから、対応を見送った経緯がある。一方、利用者からはスマホ対応或いはモバイル対応に関して、是非、実現に向けた検討を行って欲しいとする要望が寄せられている。 今後モバイル端末が更に普及することを予想して、第7次NACCSではモバイル端末での業務が可能となるよう検討を行う。	
4. 次期仕様	業務の効率化やNACCSの利便性向上が見込めるWebNACCS機能を対象とし、モバイル端末への対応を行う。	
5. その他	モバイル端末への対応にあたり、以下の観点も踏まえ、実施の可否を検討する。 ・利用シーンや実用性（2ページ目に記載） ・認証方法（別議題「デジタル証明書の見直し」にて検討）	

3-8-1. モバイル端末対象業務

【ユースケース案の一例：海上入出港手続き】

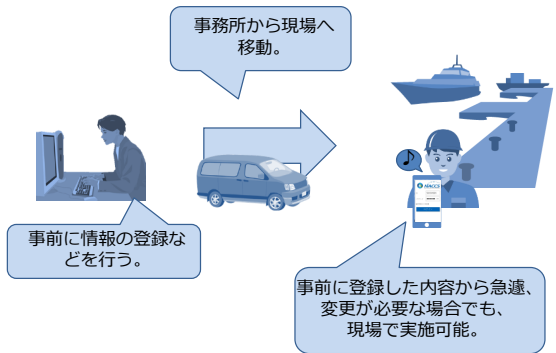
<現状>

事前に情報登録などを行っていたが、現場での作業中に急な内容変更が発生した場合、再度事務所に帰り、パソコンにて申請をする必要がある。



<対応後>

通常時、緊急時にかかわらず、現場での実施が可能となる。

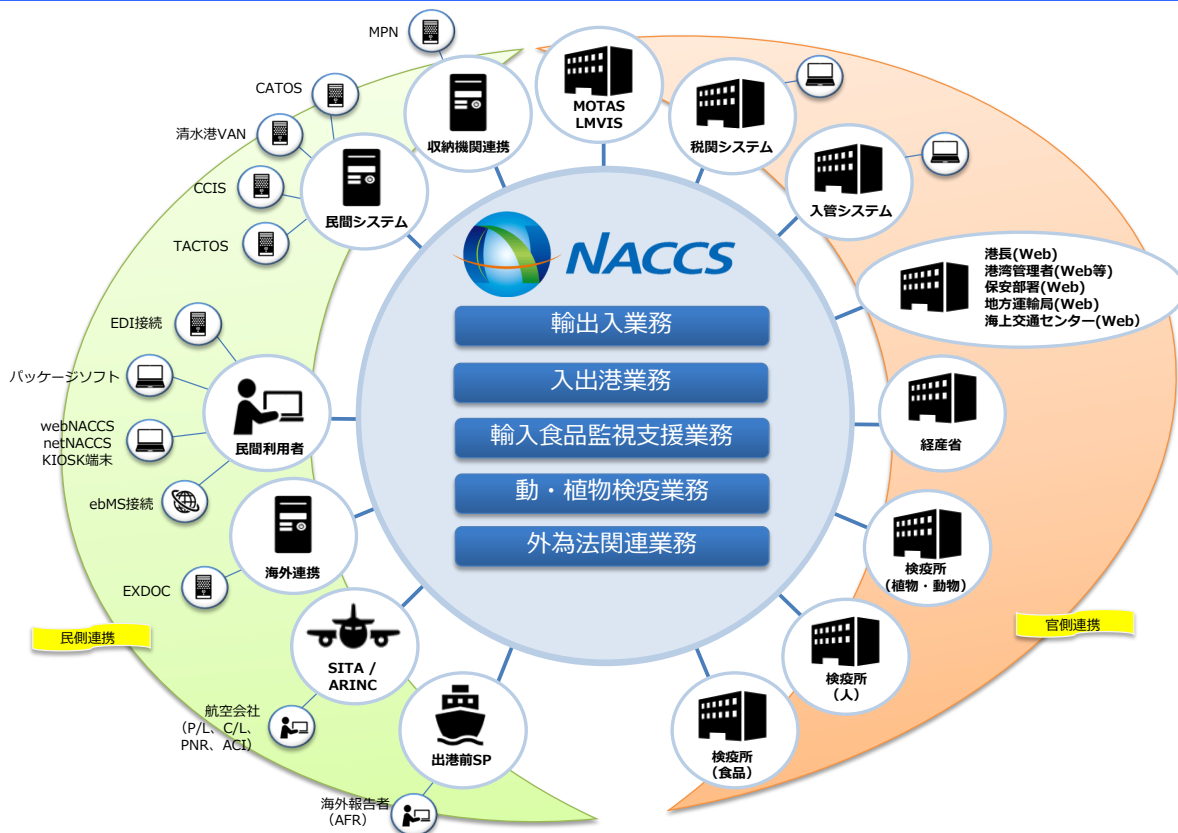


【利用者アンケートで挙げたユースケース案】

- ・外出先での各許可の確認ができる。（通関業）
- ・税関での検査対応者がスマートフォンで貨物情報がわかる。（通関業）
- ・緊急事態(台風時の地域停電時等)時に、2次手段として活用したい。本船入出港業務で利用したいと考えている。（CY）
- ・将来的には照会業務をモバイル端末（デバイス）で活用できると便利になるかもしれない。（NVOCC）

モバイル端末対応の対象範囲は、業務の効率化や利便性向上への貢献が見込めるWebNACCS機能とし、開発に要するコスト、期間等を踏まえ判断することとする。

3-9-1. 第6次NACCSと外部システムとの連携図（2019年11月）



3-9-2. 第7次NACCSで想定される外部システムとの連携図（2025年10月）



参考資料 4. 業務仕様

4 – 1. 業務仕様の考え方

基本業務フロー及び基幹業務の業務仕様については、現行仕様を踏まえた検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	業務仕様の考え方	
2. 現行仕様	現行の業務フローは別紙 2 参照。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	第6次NACCS更改専門部会に係わった利用者へのヒアリング結果等を反映し、基本業務フロー、基幹業務をベースに業務仕様の変更点の確認を行うことが考えられる。	
4. 次期仕様	必要に応じた見直しを行う。	
5. その他		

4-2. ユーザーインターフェースの見直し

利用者ヒアリングやアンケート回答等を踏まえ、第7次NACCSにおけるパッケージソフトやユーザーインターフェースの改善等について検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	ユーザーインターフェースとして提供しているNACCSパッケージソフト及びWebNACCSの改善等について検討する。	
2. 現行仕様	・ NACCSパッケージソフトについては、第6次NACCSで、機能改善（バージョンアップ機能等）の見直しを実施。 ・ 新たなユーザーインターフェースとしてWebNACCSを提供。	
3. 見直しの経緯（利用者の要望等）	以下の利用者ヒアリングやアンケート実施の結果を踏まえ、ユーザーインターフェースの見直しについて検討が必要である。 ・ A C L カスタマイズ機能は操作性の難易度が高く、一般的な利用者向けになっていない。 ・ 現在、業務ツリーは全利用者で同じ構造となっており、必ずしも最適なものとはなっていない。 ・ 入港前統一申請（W P T）などの複数申請を行う際、エラーがまとめて表示され、どの申請の項目にエラーがあるのか分かりづらい。	
4. 次期仕様	今回は現状の課題の把握のみとし、次期仕様の提示については、今後詳細検討の場で実施する。	
5. その他		

4-2-1. 利用者アンケートを受けての課題一覧（パッケージソフト）

	項 目	課 題
1	コード入力の省力化	コード体系が複雑であり、過去に入力したコードはもちろん、新規に入力するコードは業務コード集から検索する必要があり、手間となっている。
2	A C L カスタマイズ機能の操作性	A C L カスタマイズ機能は操作性の難易度が高く、一般的な利用者向けになっていない。
3	バージョンアップのタイミング	バージョンアップについては、パッケージソフトを起動時にダウンロードしていることから、迅速に業務を開始することができない。
4	バージョンアップ単位の最適化	バージョンアップは、業務単位などに分割しダウンロードからバージョンアップまで時間を要さないような仕様になっているが、貿易管理サブシステムの証明書作成ソフトについては、一括バージョンアップとなっていることから時間がかかっている。
5	業務ツリーのカスタマイズ機能追加	業務ツリーは全利用者で同じ構造となっている。
6	古い電文の管理機能	古い電文についてはパッケージソフトで自動的にアーカイブしており、専用のメニュー画面から復帰や削除などの操作が出来るようになっているが、長期に電文保存することでパソコンのディスク容量を消費する要因となっている。
7	オプション設定画面	オプション画面はタブが多くなっており、複雑さを感じる要因となっている。
8	送信済みフォルダ配下へのサブフォルダ作成	受信フォルダ配下にサブフォルダの作成はできるが、送信済みフォルダ配下にはサブフォルダを作成できない。
9	電文振り分け設定時の機能向上	オプション設定における電文振り分け設定は、予め受信電文一覧において振り分け先フォルダを作成しておく必要がある。
10	その他性能向上	送受信電文一覧の読み込みなど、体感的に時間を要している。

4-2-2. 利用者アンケートを受けての課題一覧 (WebNACCS)

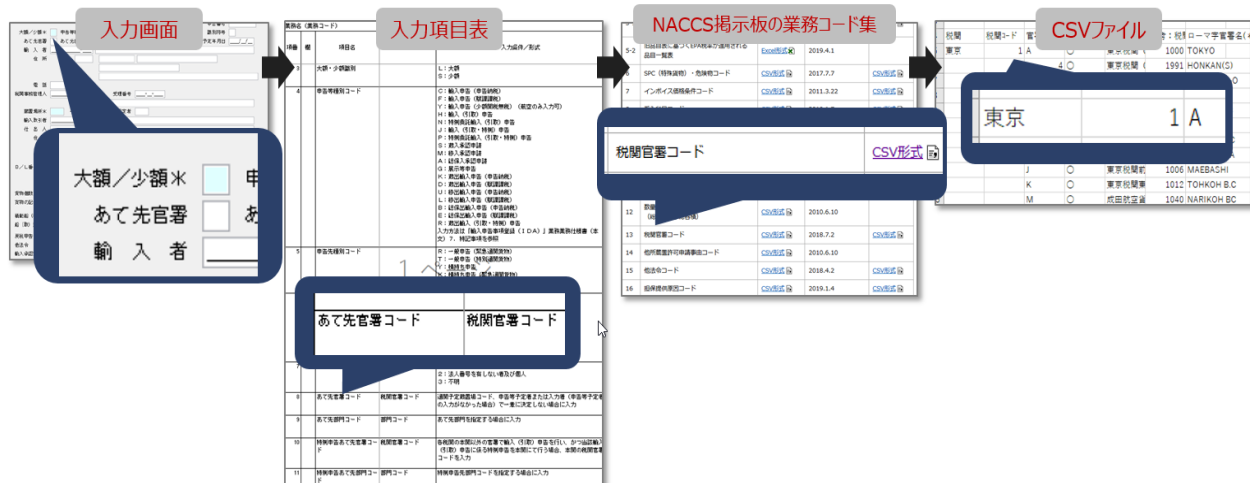
	項目	課題
1	エラー表示の改善	入港前統一申請 (WPT) などの複数申請を行う際、エラーがまとめて表示され、どの申請の項目かが分かりづらい。
2	自動保存機能	登録画面などには保存ボタンで入力情報を保存する機能が提供されている。一般的なWebサービスでは自動保存がスタンダードになりつつあるが、現在、この様な機能を採用していない。
3	画面遷移の改善	現在、画面遷移はメインメニュー⇔サブメニュー⇔登録画面の間を行き来することが多く、現在位置の把握や必要な画面への遷移が難しい。
4	画面デザインの改善	・メインメニューやサブメニューの一部にはアイコンが使われているが、単なる装飾となっている。 ・メインメニュー、サブメニューはカテゴリごとにタイトルが付与されているが、フォントサイズやフォントカラーにおいてクリック可能箇所との差が分かりづらい。 ・また、「変更」「訂正・取消」がほぼすべての業務に並んでいることが煩雑感を生んでいる。 ・業務画面におけるカテゴリタイトルには「A」「V」ボタンがあり、前後のカテゴリにジャンプする機能となっているが、一般的にはカテゴリの開閉に使われる事が多いデザインとなっているために誤解を招く恐れがある。

4-2-3. 現状の課題

- ・画面構成が複雑で、どこに何を入力するのが分かりにくい。
- ・コード体系が複雑なこともあり、コードを記憶していない場合、入力作業の都度NACCS掲示板を参照しなければならない場合があり、入力に手間が掛かっている。

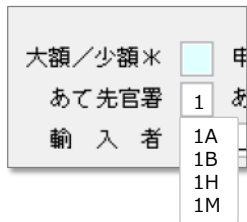
(要望例)

- 入力するコードを簡単に探せるようにしたい。
- 過去に一度入力したコードを簡単に入力できるようにしたい。



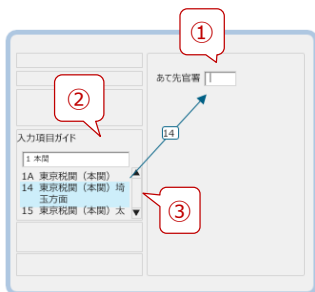
1. オートコンプリート機能

オートコンプリート機能を利用できる入力項目を拡大し、コード入力を容易にする。



2. コード検索機能

コード検索機能を同一画面内に追加し、コード入力の省力化を図る



(例) あて先官署を調べたい時

- ①「あて先官署」欄にカーソルを当てる。
- ②入力項目ガイドの検索BOXに文字を入力するとコードの候補一覧が表示される。
- ③候補をクリックすると、画面上に値が反映される。

4-3. オンライン業務の統廃合

現行NACCSにて提供しているオンライン業務・管理統計資料等で、利用頻度の低い業務の廃止、類似業務の統合等の検討を行うこととする（次ページ以降は事務局案）。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	オンライン業務の統廃合	
2. 現行仕様	・提供しているオンライン業務において利用頻度が低い業務がある。 ・海上・航空で同じ申請内容等でそれぞれ個別に業務を提供しているが、トラフィック数が偏っている。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・業務数を削減し、開発の母体規模を小さくすることにより、更改時の開発コストの抑制を図る。 ・不要な機能に対するメンテナンスが発生しないようにすることで、維持フェーズにおけるメンテナンスコストの抑制を図る。	
4. 次期仕様	・現行システムで提供しているオンライン業務・管理統計資料等のうち、利用頻度の低いものについては、第7次NACCSでは廃止する。 ・類似業務については業務の統合を図る。	
5. その他		

4-3-1. 廃止対象業務の抽出方針

以下の廃止理由①～⑤のいずれかに合致する業務を廃止対象業務とする方針で検討した。

【廃止業務の候補とする理由（オンライン）】

<廃止理由①>

利用者の利便性向上を目的に提供していた事前登録業務・任意入力業務のうち、現行システムで利用実績がないものについては、不要と判断し廃止する。

<廃止理由②>

システム提供機能の変更に伴い機能が不要となるものについては、業務を廃止する。

<廃止理由③>

別の業務により機能が代替可能となっているものについては、業務を廃止する。

【廃止業務の候補とする理由（管理資料）】

<廃止理由④>

システム提供機能の変更に伴い管理資料の配信が不要となるものについては、廃止する。

<廃止理由⑤>

過去に問い合わせやプログラム変更要望が出されていないことから、運用上必要性が低いと考えられる管理資料或いはそもそも利用されていない可能性が高い管理資料については、廃止する。

4-3-2. 統廃合対象業務の一覧（オンライン）

以下のオンライン業務について、類似業務として統廃合する。

項番	業務コード	統合前業務名	統合前業務概要	対象システム		統合後業務コード	統合後業務名	備考
				航空	海上			
1	MHA	見本持出許可申請	見本持出許可申請を行う。		○	MHA	見本持出許可申請	見本持出関係業務を、海空統一の業務へ統合する。 入力項目の大半が同じため
2	MMA	見本持出許可申請		○				
3	MHC	見本持出取消	システムにより行われた見本持出許可申請の取消し、または当該申請に基づく許可の取消しを行う。		○	MHC	見本持出許可申請取消	
4	MMC	見本持出許可申請取消		○				
5	MHE	見本持出許可申請審査終了	システムにより行われた見本持出許可申請が「書類審査扱い」に選定された場合に、当該申請について審査が終了した旨を登録する。これにより見本持出許可となる。		○	MHE	見本持出許可申請審査終了	
6	MME	見本持出許可申請審査終了		○				
7	MHO	見本持出確認登録	「見本持出許可申請」業務により登録され許可となった見本を一時持出した場合に、その旨を登録する。また一時持出した旨を取り消す場合も本業務で行う。		○	MHO	見本持出確認登録	
8	MMO	見本持出確認登録		○				

4-3-3. 統廃合対象業務の一覧（オンライン）

以下のオンライン業務について、類似業務として統廃合する。

項番	業務コード	統合前業務名	統合前業務概要	対象システム		統合後業務コード	統合後業務名	備考
				航空	海上			
1	TYC	他所蔵置許可申請	保税地域に置くことが困難または著しく不適当な貨物について、関税法第30条第1項第2号に定める「他所蔵置場所への搬入」を行う場合は、本業務により他所蔵置許可申請を行う。また、申請内容の訂正を行うこともできる。本業務入力時に併せて貨物の指定地外積卸申請を行うことができる。		○	TYC	他所蔵置許可申請	他所蔵置許可申請関係業務を、海空統一の業務へ統合する。入力項目の大半が同じため
2	TZC	他所蔵置許可申請		○				
3	TYC11	他所蔵置許可申請呼出し	他所蔵置許可申請に係る許可前の訂正呼出し、許可後の期間延長申請呼出しを行う。また、他所蔵置許可申請情報照会についても本業務で行う。		○	TYC11	他所蔵置許可申請呼出し	
4	TZC11	他所蔵置許可申請呼出し		○				
5	TYE	他所蔵置許可期間延長申請	他所蔵置許可期間延長申請を行う。		○	TYE	他所蔵置許可期間延長申請	
6	TZE	他所蔵置許可期間延長申請		○				
7	CEY	他所蔵置許可(期間延長)申請審査終了	許可前の他所蔵置許可申請に対して、審査が終了した旨を登録し他所蔵置許可を行う。また、他所蔵置許可申請を許可しない旨の登録、申請撤回または取消しも本業務で行うことができる。他所蔵置許可期間延長申請に対して、期間延長の承認を行う。		○	CEY	他所蔵置許可(期間延長)申請審査終了	
8	CEZ	他所蔵置許可(期間延長)申請審査終了		○				

4-3-4. 統廃合対象業務の一覧（オンライン）

以下のオンライン業務について、類似業務として統廃合する。

項番	業務コード	統合前業務名	統合前業務概要	対象システム		統合後業務コード	統合後業務名	備考
				航空	海上			
1	CHD	貨物取扱許可申請	保税蔵置場等に蔵置されている貨物について、関税法第40条第2項にいう見本の展示、簡単な加工及びその他これらに類する行為を行う場合に、貨物取扱許可申請を行う。		○	CHD	貨物取扱許可申請	貨物取扱許可申請関係業務を、海空統一の業務へ統合する。(入力項目の大半が同じため)
2	AHD	貨物取扱許可申請		○				
3	CHE	貨物取扱許可申請審査終了	システムにより行われた貨物取扱許可申請が「書類審査扱い」に選定された場合に、当該申請について審査が終了した旨を登録する。これにより貨物取扱許可となる。		○	CHE	貨物取扱許可申請審査終了	
4	AHE	貨物取扱許可申請審査終了		○				
5	SHC	貨物取扱取消	システムにより行われた貨物取扱許可申請の取消し、または、許可の取消しを行う。		○	SHC	貨物取扱取消	
6	AHH	貨物取扱許可申請取消		○				
7	CHI	貨物取扱結果通知	「貨物取扱許可申請」業務で登録された取扱いについて、取扱いが終了した旨を通知する。		○	CHI	貨物取扱結果通知	
8	AHI	貨物取扱結果通知(貨物取扱許可申請)		○				
9	SIR	船積指図書(S/I)情報登録	輸出しようとする貨物の貨物情報の登録に先立ち、当該貨物のS/I情報を登録し、貨物の運送(輸出)を指示する。		○	SIR	S/I情報登録	S/I情報登録業務を海空統一の業務へ統合する。入力項目の大半が同じため
10	EIR	S/I情報登録		○				

4-4. システム対象業務の見直し

プログラム変更要望のうち、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について実施の可否を検討する。また、汎用申請業務から個別業務への変更、新規業務等の必要性についても検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	システム対象業務の見直し	
2. 現行仕様	改変規模が大きい変更要望等は自社システムへの影響があり、第6次NACCS中のプログラム変更が実施できない。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・プログラム変更要望において、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について更改のタイミングで実施する必要がある案件実施の可否を検討する。 ・新規業務の必要性について検討する。 ・汎用申請業務から個別業務への変更の必要性について検討する。	
4. 次期仕様	・実施案件について検討する。	
5. その他	・更改後、過去2年間に提出されたプログラム変更要望の内、第6次NACCS中での対応が困難となっている要望を「別紙4」にて整理した。 ・今後提出されたプログラム変更要望（2020年度以降）については、適宜検討案件として追加検討する。	

4-4-1. システム対象業務の見直し（輸出入通関）

プログラム変更要望のうち、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について実施の可否を検討する。また、新規業務等の必要性についても検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	輸出入通関に関するシステム対象業務の見直し	
2. 現行仕様	改変規模が大きい変更要望は、関連システムへの影響等の理由から、第6次NACCS中の単年度プログラム変更として実施できない案件が存在する。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・プログラム変更要望において、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について更改のタイミングで実施する必要がある案件実施の可否を検討する。 ・新規業務の必要性について検討する。	
4. 次期仕様	実施案件について検討する。	
5. その他	・第6次NACCS更改後、過去2年間に提出されたプログラム変更要望の内、新規業務新設の要望を次ページ以降に整理。 ・今後提出されるプログラム変更要望（2020年度以降）については、適宜検討案件として追加検討する。	

4-4-1 a. 新規業務新設を要望するプログラム変更要望一覧（1）

	概要	現行仕様	要望内容
1	修正申告事項登録(AMA)	修正申告前及び修正申告後とも、税額等を計算し全てのデータを入力しなければならない。	輸入申告事項登録(IDA)メニューと同様に課税価格と関税率、内国税率を入力することで税額等を自動で計算するように変更。
2	特例申告期限内訂正	特例輸入者が関税・消費税の納期限までに行う期限内訂正は、マニュアルでの対応の為、紙面の提出、税関に確認印をもらうなど、窓口でしか対応できず、NACCSで行う事ができる修正申告、更正の請求に比べ、訂正可能な期限が設定されているにも関わらず業務が煩雑で時間がかかる。	NACCSに期限内訂正の業務を新設する。
3	ATAカルネ通関のシステム化	①NACCSには業務がない ②ATAカルネ通関手帳に所定事項を記入。申告の際、各物品をHS分類と集計を行っている。 ③蔵置場所を管轄する税関の通関部門へカルネ手帳自体を提出して申告し、許可を受けている。 ④賦課課税が課せられた場合は、納付書により納付することになる。 ⑤再輸出入の際、上記①、②を再度行う必要がある。	①NACCSに「ATAカルネ通関」の業務を新設する。 ②カルネ手帳に記載の物品明細、価格等をNACCS上の入力画面に入力し、HS番号ごとの集計をNACCSにおいて行い、HSごとの価格、税額等を算出する。 ③カルネ手帳を税関に提示しなければ、税関での審査、検査が受けられないため、NACCSに登録された内容で審査、検査を実施し、カルネ手帳の提示後税関の確認等を経て、許可を受ける。 これにより、貨物管理番号との連動による許可情報が関係者に配信される。 ④マルチペイメントなどによる納税を可能となるようにする。 ⑤当初輸出あるいは輸入時に払い出された申告番号に基づいた許可内容（データ）を再輸出入時に呼出し・修正等することによって申告事項登録等を可能とする。

4-4-1 b. 新規業務新設を要望するプログラム変更要望一覧（2）

	概要	現行仕様	要望内容
4	IDA業務にて原産地証明書の内取可能化	現行、原産地証明書の取り扱いは、輸入許可の日より3日以内の提出、また内取通関の場合には、原産地証明書に輸入許可日、輸入申告番号、輸入個数、数量を記載して税関の押印後返却を受ける	第6次NACCSでは、原産地証明書原本の提出が不要となりましたが、内取通関に於いても、NACCSで内取通関が可能としていただきたい。
5	IDC業務、MSX業務、後に数量の裏落とし確認印の押捺で原本を税関へ提出する業務	輸出した貨物を分割して輸入する場合の通関数量の裏落とし（再輸入免税のE/D、暫定八条の付属書等）については、その裏落としを記載した書類をPDFファイル等で提出することで審査終了まで実施して頂いていますが、輸入許可後にその原本を申告先部門へ提出し税関の確認印の押なつを頂いている。	関税割当証明書（TQA,TQB,TQC,TQE）のような業務を設けて頂きたい。
6	輸入別送品申告	賦課課税の輸入別送品申告は原本でのやりとりのマニュアル申告となっている。	システム化を希望。汎用申請でも良い。
7	一括輸出許可内容変更申請（仮称）	混載業者(NVOCC)が予定されたコンテナ詰場所が変更となった場合は、輸出許可ごとに「輸出許可内容変更申請」を行っている。	仮称「一括輸出許可内容変更申請」業務を追加して頂きたい。（但し変更対象は自社通関分）
8	検査指定票の対査業務システム化	検査指定票をヤードに持ち込み、対査印をもらっている。	検査指定票の対査をNACCSでできるようになってほしい。ヤードがチェックを入れたらOKといったように。

4-4-2. システム対象業務の見直し（航空保税・貨物）

プログラム変更要望のうち、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について実施可否の検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	航空保税・貨物業務に関するシステム対象業務の見直し	
2. 現行仕様	変更規模が大きい変更要望は、関連システムへの影響等の理由から、第6次NACCS中の単年度プログラム変更として実施できない案件が存在する。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・プログラム変更要望においては、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について、更改のタイミングでの実施可否を検討する。	
4. 次期仕様	実施案件について検討する。	
5. その他	・第6次NACCS更改後、過去2年間に提出されたプログラム変更要望の内、第6次NACCS中での対応が困難となっている要望は次ページ以降に記載。 ・今後提出されるプログラム変更要望（2020年度以降）については、適宜検討案件として追加検討する。	

4-4-2 a. 第6次稼働後（2018、2019年度案件）に寄せられたプログラム変更要望（1）

1. 航空会社

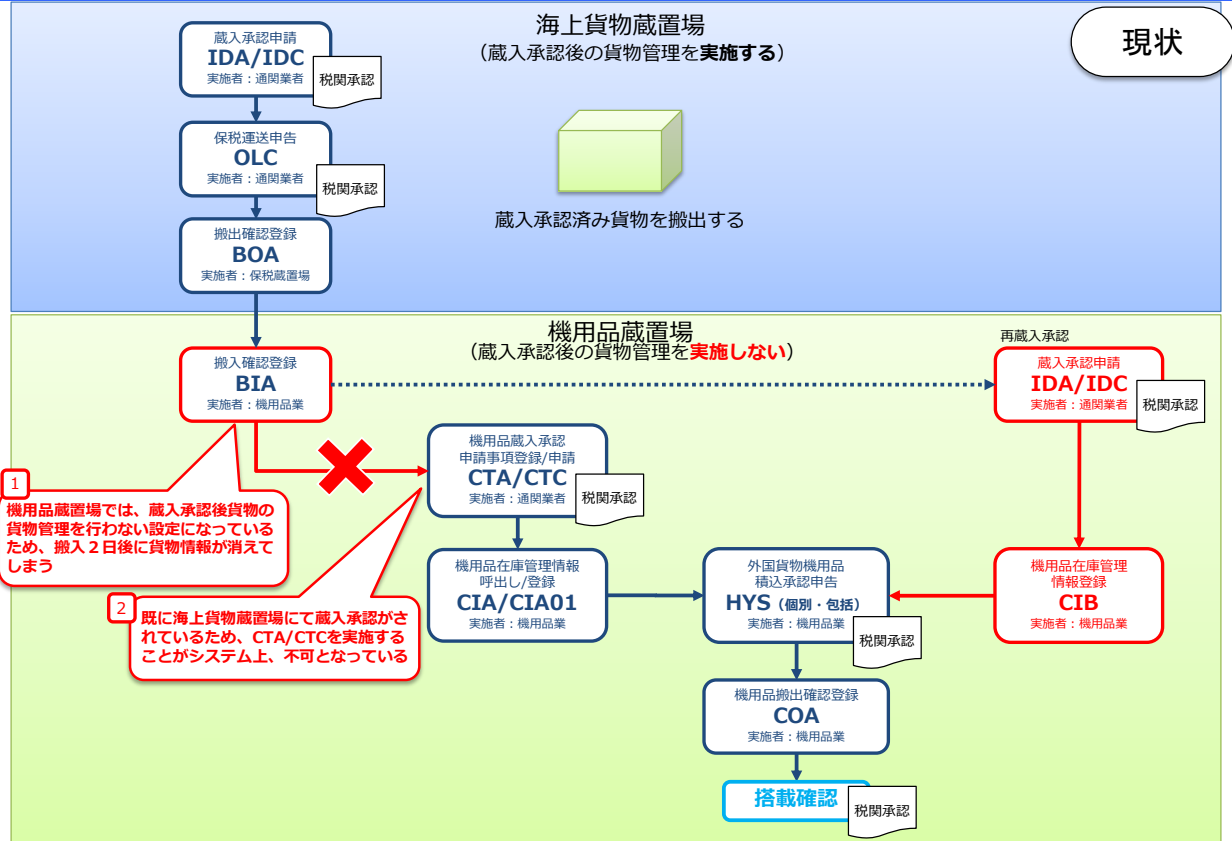
項番	業務コード	現行仕様	要望内容
1	CHT 貨物取扱登録C（特殊貨物）	現行の仕様では、貨物取扱登録C（特殊貨物）「CHT」のキャンセルを行うと、過去全ての取扱記録が削除されてしまう。	削除回数を指定出来る様仕様変更。
2	IMF11 輸入便情報照会 (AWB)	AWB情報の照会結果が、AWB番号によるソートで表示していない。	以前の仕様と同様、AWB情報の照会結果を、以下のソート条件で表示する。 ・AWB番号…昇順によるソート ・仕向地（DST）…昇順によるソート
3	CFS01 貨物取扱確認登録 (改装・仕分/CFS)	現行仕様では、貨物取扱確認登録（改装・仕分/CFS）にて改装仕分確認登録を行う際に、「貨物取扱結果確認情報（REPORT ON RESULT OF HANDLING CARGO）」を出力させるためには、「取扱変更」欄に「Y」を入力しないと「貨物取扱結果確認情報」が確認登録実施保税蔵置場および貨物取扱入力代理店のNACCS端末から出力しない。	貨物取扱確認登録（改装・仕分/CFS）を登録すると自動で確認登録実施保税蔵置場（※）および貨物取扱入力代理店のNACCS端末から「貨物取扱結果確認情報」が出力するように仕様変更。 ※ 現行仕様：CFS01業務実施保税蔵置場には、「Y」入力の有無にかかわらず実施の都度出力される。 （「Y」入力は改装・仕分した内容と、実際の取扱確認の内容に相違がある場合において、任意による入力を想定した仕様）
4	CLE 搭載完了終了報告	同一AWB番号に対するCLE登録可能回数が1回のみであり、一度CLE画面で搭載完了終了報告した貨物が再度日本に到着した場合、再度CLE処理をすることができない。 例 HKG-OKA-TPE-NRT-FRA OKAでCLE処理を実施後、NRTでは処理をすることができない。 現行はプリフィックス変更で対応しているが、輸入情報登録（ACH,PKG）業務は二度目以降も行えるため到着時に気づくことが難しく、プリフィックス変更をせず輸入情報登録をしてしまい出発処理の時のエラーで気づく場合もある。その場合はプリフィックス変更前データを削除している。	同一AWB番号に対するCLE登録可能回数制限を撤廃する。
5	GOR01 出港届	出港届が「出発空港通過客数」「出発空港乗客数」の順で並んでいる。	検疫前通報が「上陸旅客数」「乗継旅客数」の欄の並びになっているので、出港届を「出発空港乗客数」「出発空港通過客数」の並びに変更して頂きたい。 ※現行仕様：検疫前通報「GIA01」は入港届「GIR01」は「上陸旅客数」「乗継旅客数」の欄の並びで一致している。

4-4-2b. 第6次稼働後（2018、2019年度案件）に寄せられたプログラム変更要望（2）

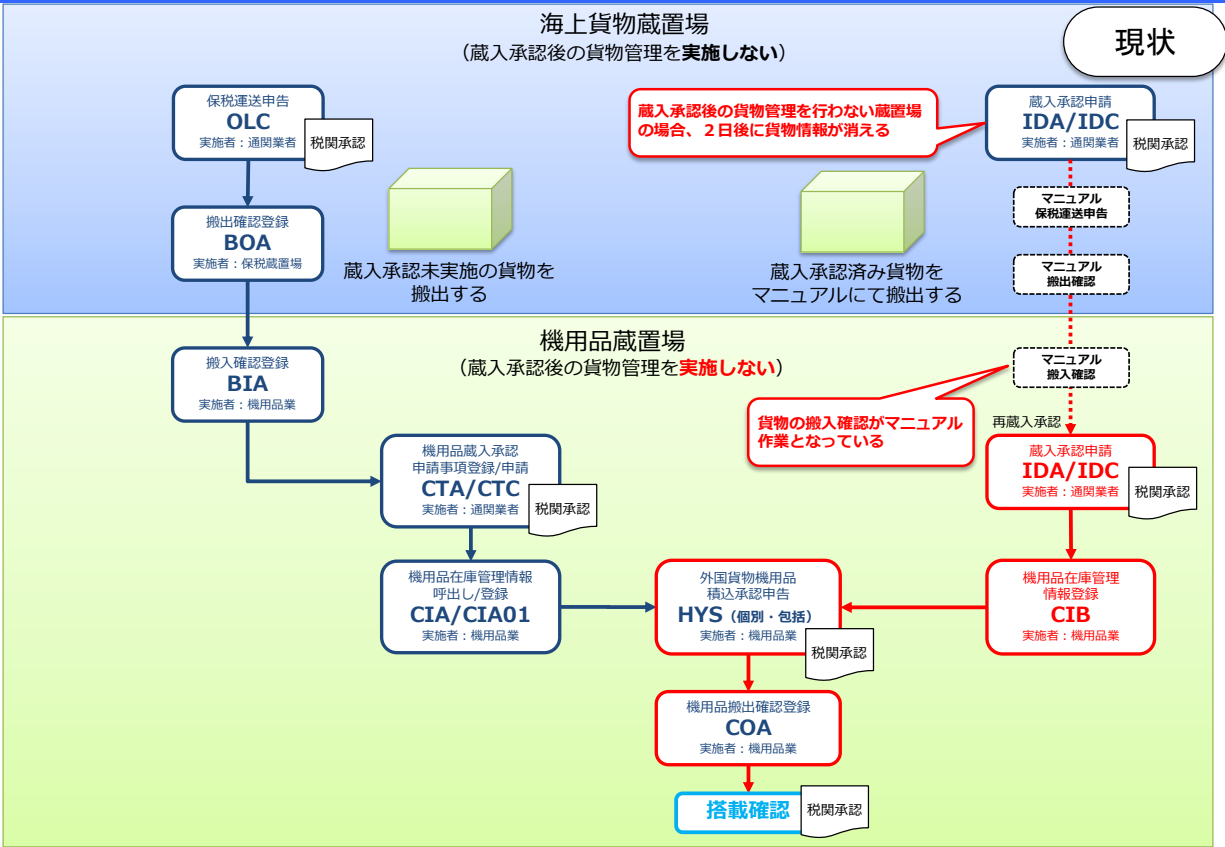
2. 機用品業

項番	業務コード	現行仕様	要望内容
1	T50 INVENTORY CONTROL LIST	機用品管理資料(T50)について、在庫数量“0”（ゼロ）となった品名コードが削除されない。 管理資料T50「INVENTORY CONTROL LIST」について、在庫数“0”となった品名コードがゼロ実績としてずっと管理資料に収集されてしまう。	ゼロ実績を削除する方法はないか。 また、T50にゼロ実績が収集されないようにするための業務等あれば教えてほしい。
2	SHS 貨物取扱登録(改 装・仕分け)等	業種：機用品業に係る保税蔵置場（機用品蔵置場）において、蔵入承認（IS）後の貨物管理をNACCSで行うことができない。 なお、当該保税蔵置場は、第6次NACCSにおいて海空共用化している。	機用品蔵置場で蔵入承認（IS）後の貨物管理を可能とする（※） ※第6次から導入された海上貨物IS後の貨物管理はNACCS上の業種が保税蔵置場が対象となっており、機用品業は対象外となっている。対象業種拡大の検討が必要となる。

4-4-2c. 蔵入承認後の海上貨物における貨物管理について【機用品業 項番2】①



4-4-2 d. 蔵入承認後の海上貨物における貨物管理について【機用品業 項番2】②



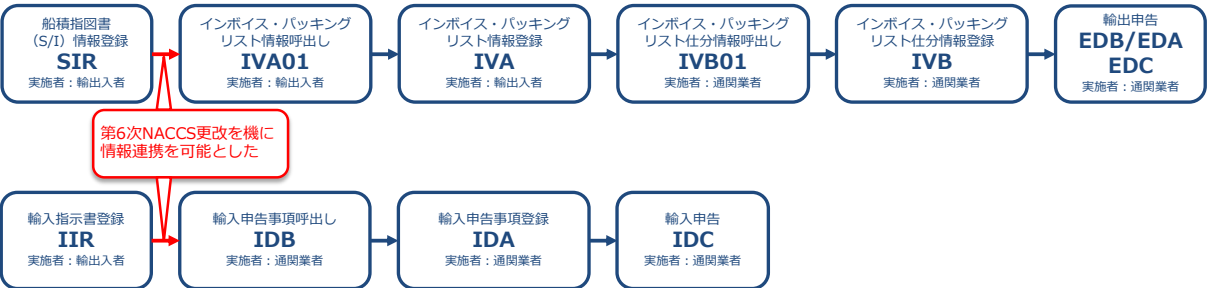
4-4-2 e. 第6次稼働後（2018、2019年度案件）に寄せられたプログラム変更要望（3）

3. 輸出入者

項番	業務コード	現行仕様	要望内容
1	EIR S/I情報登録 IIR 輸入指示書登録	航空輸出入において、現在、輸出入者が行う業務は「S/I情報登録（EIR）」と「輸入指示書登録（IIR）」の2つであるが、これはNACCSにデータを登録するだけの業務であり、後続業者は、このデータを使う連携業務が不可能となっている。	航空輸出入において、現在、輸出入者が行う業務は「S/I情報登録（EIR）」と「輸入指示書登録（IIR）」の2つであるが、これはNACCSにデータを登録するだけの業務であり、後続業者とのデータ連携業務となっていない。特定輸出入品によっては、後続業務を行う業者とのデータ連携は必須であり、輸出入者が入力した「EIR」「IIR」データを後続で利用出来るように連携業務として賣いたい。

※EIR業務をSIR業務へ機能統合することで、IVA01業務で情報を呼出し可能を検討する。
IIR情報については海上と同様に航空においてもIDB業務にて呼出し可能を検討する。

（参考）海上機能での情報連携



4-4-3. システム対象業務の見直し（海上保税・貨物）

プログラム変更要望のうち、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について実施の可否を検討する。また、新規業務等の必要性についても検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	海上保税・貨物に関するシステム対象業務の見直し	
2. 現行仕様	変更規模が大きい変更要望は、関連システムへの影響等の理由から、第6次NACCS中の単年度プログラム変更として実施できない案件が存在する。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・プログラム変更要望において、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について更改のタイミングで実施する必要がある案件実施の可否を検討する。 ・新規業務の必要性について検討する。	
4. 次期仕様	実施案件について検討する。	
5. その他	・第6次NACCS更改後、過去2年間に提出されたプログラム変更要望の内、新規業務新設の要望を次ページに整理。 ・今後提出されるプログラム変更要望（2020年度以降）については、適宜検討案件として追加検討する。	



4-4-3 a. 新規業務新設を要望するプログラム変更要望一覧

	概要	現行仕様	要望内容
1	「（仮称）一括搬出取消確認登録」業務	混載業者(NVOCC)が予定されたコンテナ詰場所が変更となった場合は、一括搬出登録を行っている場合のみ一括搬出取消は可能であるが、一括搬出されていない場合は輸出管理番号ごとに取消しを行っている。	個別搬出登録した場合でも、「（仮称）一括搬出取消確認登録」業務を追加して頂きたい。（※1）
2	「（仮称）許可・承認貨物（輸出）情報」業務	輸出許可済みの貨物をCFSに持ち込む際、慣習的にCFSの求めに応じ「輸出許可通知書」を持参している。	輸出許可済み貨物のCFS持ち込みの際に、保税蔵置場から要求される輸出許可書に代えて、新規に「（仮称）許可・承認貨物（輸出）情報」業務を新設し、「輸出許可通知書」に代えて「許可・承認（輸出）通知書」を出力する。併せてその出力先に新たに「通関業」を加える。 また、「輸出入許可通知書」出力の際には、「許可・承認貨物（輸出）情報」を同時に出力する（「輸出許可内容変更」があった場合にも同様に出力）。（※2）
3	「（仮称）許可・承認貨物（輸入）情報」業務	許可情報の配信先は「保税蔵置場」「船会社」「CY」となっている。輸入許可済みの貨物をCFSより引き取る際に「輸入許可通知書」を持参している。	輸入許可済み貨物をCFSより引き取る際に、保税蔵置場から要求される輸入許可書に代えて、新規に「（仮称）許可・承認貨物（輸入）情報」業務を新設し「輸入許可通知書」に代えて「許可・承認（輸入）通知書」を出力する。併せて配信先に「通関業」を加える。（※3）
4	検査指定票の対査業務システム化	検査指定票をヤードに持ち込み、対査印を取得している。	検査指定票の対査業務をNACCSで行えるようにしてほしい。（ヤードがチェックを入れたらOKにするなど）（※4）

（※1）BOC業務の処理区分「3：搬出取消し（個別）」で、搬出番号を入れずに輸出管理番号のみを20件入力可能とする事も検討可能。

（※2）BOC業務実施時に搬出先蔵置場へ出力されるSAT0110（搬出確認登録通知情報）が輸出許可済みである事を意味している。
また、EDA業務にて入力するバンニング場所へも許可・承認貨物情報を出力している。

（※3）輸入許可となった際の蔵置場向けに、許可承認貨物情報を出力させている。

（※4）保税運送の様に台帳として残るのであれば、対査確認を不要と出来ないか検討可能。



4-5. 管理統計資料の見直し

利用者ヒアリングやアンケート回答等を踏まえ、第7次NACCSにおいて提供する管理統計資料の見直しについて検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	管理統計資料の機能拡張や新規管理統計資料の追加要望について検討する。	
2. 現行仕様	各利用者が業務を行った実績を管理統計資料として月報等での提供を行っている。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・管理統計資料の取得漏れがあると通関業者や、保税蔵置場にとっては致命的であり、非違防止のための対応が必要である。 ・管理統計資料は出力フォーマットが決まっているため、項目の追加・削除、項目順の並び替えは、ユーザ側で対応する必要があるが、より柔軟な形で提供を希望する。 また、管理統計資料の取得漏れに関するセンターへの問合せが特に長期休暇明けに多い。	
4. 次期仕様	今回は現状の課題の把握のみとし、次期仕様の提示については、今後詳細検討の場で実施する。	
5. その他		

4-5-1. 利用者ヒアリングを受けてのご要望一覧

ご利用者様の要望

・ヒアリング等を通じて、把握しているご利用者様の主な要望は以下の通りです。

項番	要望	要望内容
1	自動ダウンロード機能	必要な管理統計資料を予め指定できる、取得漏れ防止のための自動ダウンロード機能が欲しい。（保税や通関手続き上、取得漏れは致命的であるため、非違防止の効果も期待できる）
2	項目追加	申告一覧データに対象の他法令を追加して欲しい（社内管理用に利用）
3	列の並び替え・項目削除	不要な項目は非表示に出来るなどのカスタマイズ機能が欲しい
4	集計単位の自由設定	管理統計資料は同一貨物に対して複数レコードで出力されるため、荷主側でまとめた上で保険会社に提供しており、手間が掛かっている
5	集計対象期間の自由設定	出力データが10日毎になっているが保険会社へ提出する際は1ヵ月分が必要となるため、荷主側で工数を掛けて編集している

要望を踏まえた実現案

○パッケージソフトへの機能追加

1. 管理統計資料の項目の並び替え等を編集できる機能
2. 管理統計資料を自動で取得する機能*

*…留意点として、利用するパソコンおよびパッケージソフトは起動し、ログオンしておく必要がある

1. 新規管理統計資料の提供、項目の追加等

- ・他法令申請（食品・植検・動検）の一覧データ、輸出取止め再輸入の一覧データ、見本持出し一覧データ等、申告・申請毎の一覧データの拡充。（通関業者）
- ・税関から生鮮やボジョレー等のデータ提出を求められる事もあるが作成に苦慮している。NACCSでビッグデータの活用としてデータを加工等した上で提供してくれると助かる。（保税蔵置場）
- ・NACCSが保有している膨大なデータを物流業界が全体最適に役立つ様な情報として提供してくれると助かる。（輸出入者）
- ・NACCSが貿易関連のデータを一元的に保存し、色々な資料と組合わせて出力してくれると良い。個社別にカスタマイズして必要な資料を出す様な情報提供会社になっても良いのではないかな。有料でも良い。（輸出入者）
- ・輸入申告一覧に他法令の欄を追加し、どの他法令に該当しているか分かる様にしたい。社内で当該資料を加工し、明細簿として利用している。（海貨業者）
- ・税関で出力される誤謬表（申告番号の枝番が上がった件数）を民間側でも出せる管理統計資料として頂きたい。（通関業者）
- ・新機能として、荷主毎の実績（ベスト50社取扱い件数・重量・申告価格等）がNACCSから取れると有難い。（通関業者）
- ・航空で見本持出の申請数が出せるようにして欲しい。（海上では出せる。）（通関業者）
- ・出力出来るデータが必要なレベルに足りておらず、現状では使い切れていない。SP直搬の料金計算が出来ない。（航空会社）

2. 出力フォーマットの改善等

- ・ 不要な項目は非表示にする等のカスタマイズ機能。必要項目だけ選択出来る機能があれば便利。（保稅蔵置場）
- ・ 特定の資料（例えば、取扱実績の資料）をCSVにダウンロードした場合、横長で視認性が悪い。一目で確認可能な閲覧用フォーマットがあると良い。（保稅蔵置場）
- ・ 出力フォーマットが決まっているため、項目の追加・削除、項目順の並び替えは、ユーザー側で対応する必要がある。例えば、社内報告用に情報の追加、輸出入者への報告用に必要項目列だけの抽出等を可能として欲しい。（通関業者）
(下図参照)

イメージ図

[illegible]

社内報告用に「審査検査区分識別」情報を追加したイメージ

[illegible]

3. その他

- ・予め特定の管理統計資料を指定しておけば自動でダウンロードされる機能が欲しい。保税や通関にとって、取得漏れは致命的なので非違防止のため。（保税蔵置場）
- ・管理統計資料がAirは1日毎、Seaは週1回配信されているが、週1回で統一して欲しい。（毎日作業するのが手間である）（保税蔵置場）
- ・管理統計資料は同一貨物に対して複数レコードで出力される為、荷主側でまとめた上で保険会社に提供しており、手間が掛かっている。また、出力データが10日毎になっているが、保険会社では1ヵ月分で処理をする為、こちらも荷主側で修正する作業が発生している。（損害保険）

4-5-4. (参考) 管理統計資料の取得状況

管理統計資料名	作成 設定数	取得可能 契約数	割合	管理統計資料名	作成 設定数	取得可能 契約数	割合
1一括納付書情報	4126	4334	95.2%	34ARRIVAL CARGO REPORT (DAILY) (航空)	23	35	65.7%
2納付番号通知情報 (一括)	4038	4334	93.2%	35ARRIVAL CARGO REPORT (MONTHLY) (航空)	29	35	82.9%
3一括納付用明細書情報 (月報/随時報)	4122	4334	95.1%	36ARRIVAL CARGO REPORT BY ORIGIN (DAILY) (航空)	20	35	57.1%
4一括納付用明細データ (月報/随時報)	4105	4334	94.7%	37ARRIVAL CARGO REPORT BY ORIGIN (MONTHLY) (航空)	24	35	68.6%
5一括納付用明細総括データ (月報/随時報)	4071	4334	93.9%	38ARRIVAL CARGO REPORT (VIA OTHER PORT) (航空)	24	35	68.6%
6口座使用明細データ (全営業所実績表)	4214	4936	85.4%	39搬出貨物統計データ (輸入) (航空)	1347	1691	79.7%
7口座使用明細データ (営業所別実績表)	4501	4936	91.2%	40搬入貨物統計データ (航空)	1348	1691	79.7%
8輸出申告一覽データ	2103	2185	96.2%	41生鮮貨物到着データ (航空)	1260	1691	74.5%
9輸入申告一覽データ	2110	2185	96.6%	42特殊貨物到着データ (航空)	1269	1691	75.0%
10手数料未納付一覽	2034	7328	27.8%	43航空貨物代理店別売上データ (日報) (航空)	1275	1691	75.4%
11輸入申告審査区分別一覽表	639	2185	29.2%	44航空貨物代理店別売上データ (半月報) (航空)	1274	1691	75.3%
12輸出申告審査区分別一覽表	628	2185	28.7%	45保税蔵置場保管料請求明細データ (航空)	1275	1691	75.4%
13医薬品医療機器等輸出用届出目一覽表	45	48	93.8%	46料金体系別入金明細データ (航空)	1266	1691	74.9%
14医薬品医療機器等輸入報告品目一覽表	47	48	97.9%	47長期蔵置貨物データ (輸入保税・民用) (航空)	1454	1691	86.0%
15包括保険使用実績データ	48	48	100.0%	48蔵置場所別在庫データ (航空)	1291	1691	76.3%
16機用品蔵入等承認申請一覽データ	2101	2185	96.2%	49搬出入貨物統計データ (航空)	1364	1691	80.7%
17輸入貨物搬出入データ (海上)	4340	4368	99.4%	50承認番号別運送件数データ (民用) (航空)	3577	4179	85.6%
18輸出貨物搬出入データ (海上)	4325	4368	99.0%	51航空輸入貨物搬出入データ (航空)	1650	1755	94.0%
19保税運送申告一覽データ (海上)	4880	5646	86.4%	52航空輸入貨物取扱等一覽データ (航空)	1649	1755	94.0%
20貨物取扱等実績データ (海上)	3857	4262	90.5%	53INVENTORY CONTROL LIST (航空)	28	29	96.6%
21貨物取扱等一覽データ (海上)	4313	4368	98.7%	54CRAFT HANDLING ACTUAL RESULT LIST (航空)	27	29	93.1%
22ACL情報登録実績データ (海上)	3522	5606	62.8%	55REPORT ON CORRECTION QUANTITIES (航空)	29	29	100.0%
23輸入貨物コンテナ関連データ (海上)	1124	1369	82.1%	56LONG-DATE STORE REPORT (航空)	29	29	100.0%
24輸出貨物コンテナ関連データ (海上)	1125	1369	82.2%	57品目別許可貨物実績データ (通関業用) (航空)	990	1183	83.7%
25長期蔵置貨物情報 (海上)	4185	4368	95.8%	58DEPARTURE CARGO REPORT BY FLIGHT (DAILY) (航空)	27	35	77.1%
26卸コンテナリスト取扱一覽データ (海上)	1224	2512	48.7%	59DEPARTURE CARGO REPORT BY FLIGHT (MONTHLY) (航空)	33	35	94.3%
27積コンテナリスト取扱一覽データ (海上)	1225	2512	48.8%	60DEPARTURE CARGO MOVEMENT STATISTICS (航空)	28	35	80.0%
28輸出貨物許可承認等実績データ (海上)	1567	1817	86.2%	61仮陸揚期間管理データ (航空)	1298	1726	75.2%
29輸入貨物許可承認等実績データ (海上)	1578	1817	86.8%	62長期蔵置貨物データ (輸出保税) (航空)	1476	1726	85.5%
30輸入申告一覽データ (沖縄特免制度 (ISW)) (海上)	657	1817	36.2%	63保税蔵置場貨物取扱実績データ (航空)	1407	1691	83.2%
31輸入申告一覽データ (沖縄特免制度 (BP)) (海上)	653	1817	35.9%	64引渡し貨物状況データ (日報・民用) (航空)	1205	1691	71.3%
32輸入申告一覽データ (沖縄特免制度 (IBP)) (海上)	655	1817	36.0%	65航空輸出貨物取扱等一覽データ (航空)	1637	1726	94.8%
33蔵入貨物長期保管情報 (民間用) (海上)	4210	4262	98.8%	66航空輸出貨物搬出入データ (航空)	1638	1726	94.9%
				67輸入貨物取扱実績データ (航空)	1080	1183	91.3%
				68輸出通関取扱件数データ (日報) (航空)	1050	1183	88.8%
				69輸出通関取扱件数データ (月報) (航空)	1103	1183	93.2%

取得可能契約数：取得が可能な契約数
作成設定数：UKS業務にて配信要としている数
赤字は、割合が50%未満の項目を示す
青字は、割合が50%以上、70%以下の項目を示す

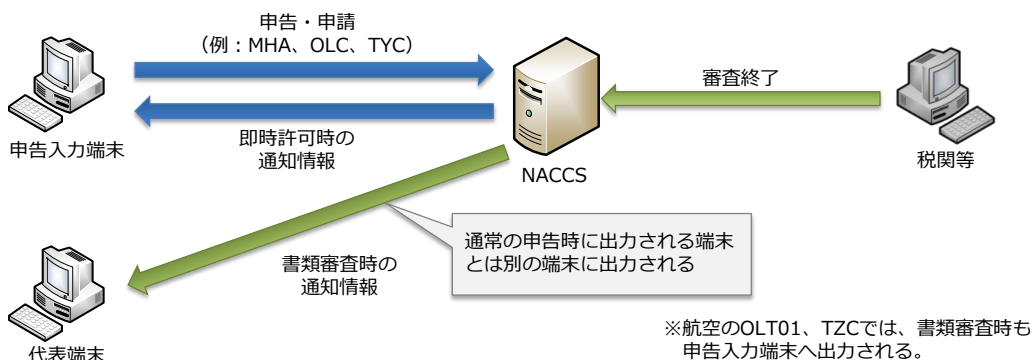
4-6. EXC (非同期) 型電文の対象見直し

非同期電文であるEXC型電文の内、申告等の入力端末が特定できる場合は、原則、申告入力端末へ出力するEXZ型電文に変更することとする。

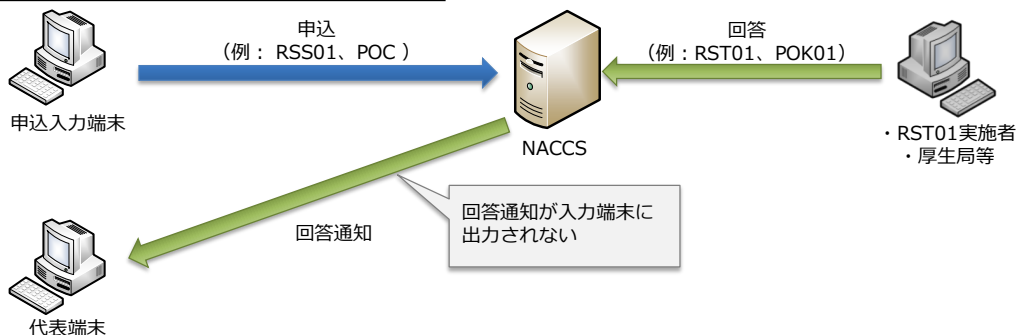
区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	EXC型対象電文の見直し	
2. 現行仕様	下記の場合などにEXC型電文として代表端末に出力される。 ・ 共同利用端末から申告した場合や開庁時自動起動本申告で即時許可となった場合の許可通知情報 ・ 見本持出許可申請や貨物取扱許可申請、海上の保税運送申告や他所蔵置許可申請で書類審査(区分2)となった場合の許可通知情報 ・ リアルタイム口座振替完了通知情報や直納納付書 ・ RSS01(輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知))業務で申込んだ申込先からの回答通知 ・ 医薬品医療機器等申請業務(POC業務等)に係る厚生局等からの確認結果情報	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	通常申告時は申告端末に出力される許可通知情報等が、予期せぬ開庁時自動起動本申告となった際には、EXC型電文として代表端末に出力され、電文出力先の特定に時間を要する。 ※APA業務の許可通知情報やPUR業務の回答通知は、第6次NACCS更改時にEXC型電文からEXZ型電文に変更を行った。	
4. 次期仕様	申告等の入力端末が特定できる場合は、原則EXZ型に変更する。 ・ 開庁時申告時や共同利用端末からの申告時についても、通常申告通りEXZ型電文として申告端末に出力する様に変更する。 ・ 申込業務に対する回答業務の回答通知をEXZ型電文として申込端末に出力する。	
5. その他	EXZ型電文に変更した際にも、現在の1台の端末に集約したい場合は、会話型宛先管理登録等にて設定することで対応可能。	

4-6-1. 電文の出力先（戻り先）の概要

例1 通常時の出力先とは異なる場合

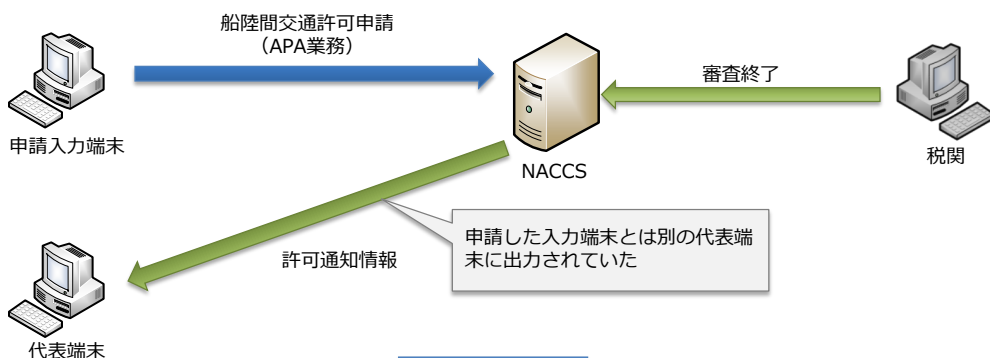


例2 申込端末とは異なる端末に出力される場合

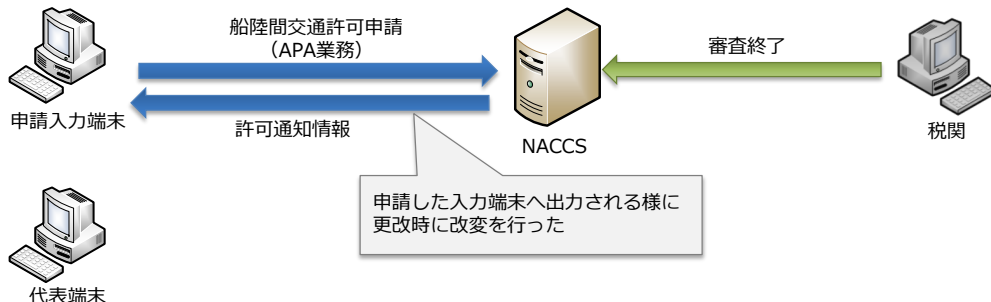


4-6-2. 第6次NACCSにおけるEXC型からEXZ型への変更例

■第5次NACCS時



■第6次NACCS更改後



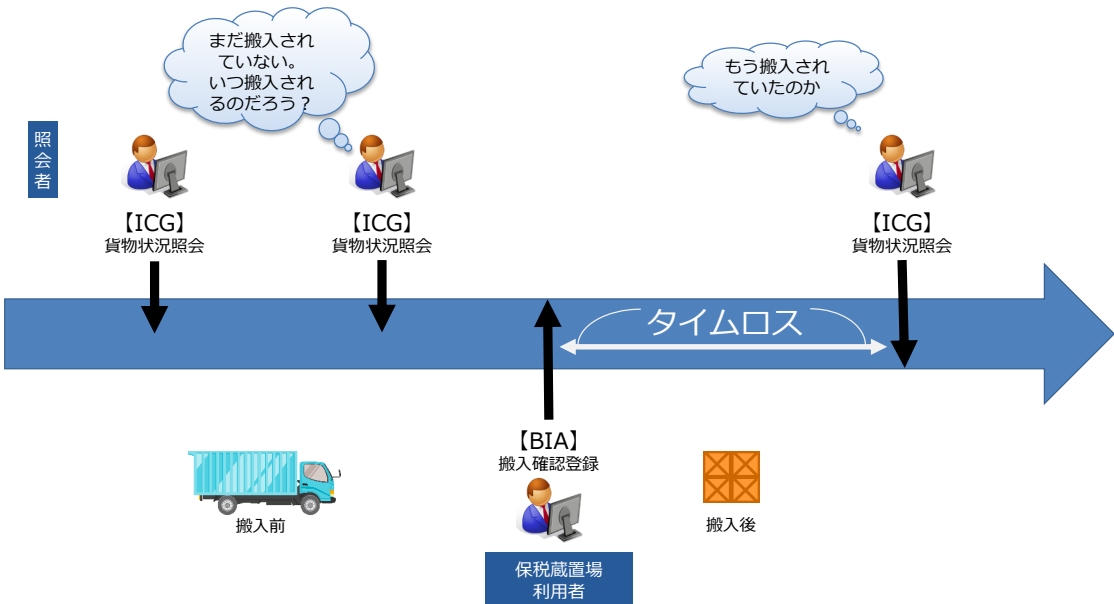
4-7. 貨物状況通知サービスの提供

対象貨物が搬入や許可等の状況変更された際に、NACCS端末やモバイル端末に通知する新サービスの提供について検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	貨物状況通知サービスの提供	
2. 現行仕様	照会業務は業務実施時点の貨物状況は把握できるが、貨物搬入時等の反映時点でリアルタイムに状況を照会する術がない。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	貨物が搬入されたかどうかの状況を把握するためには、都度、照会業務を実施する必要がある。 また、陸運業者などNACCS非利用者は、貨物状況等を把握する手段がない。サービスの提供要否について、利用者のニーズと実現可能性を鑑みつつ検討する。	
4. 次期仕様	通知対象貨物を事前登録し、貨物状況変更時に通知情報を出力するサービスを新たに提供する。	
5. その他		

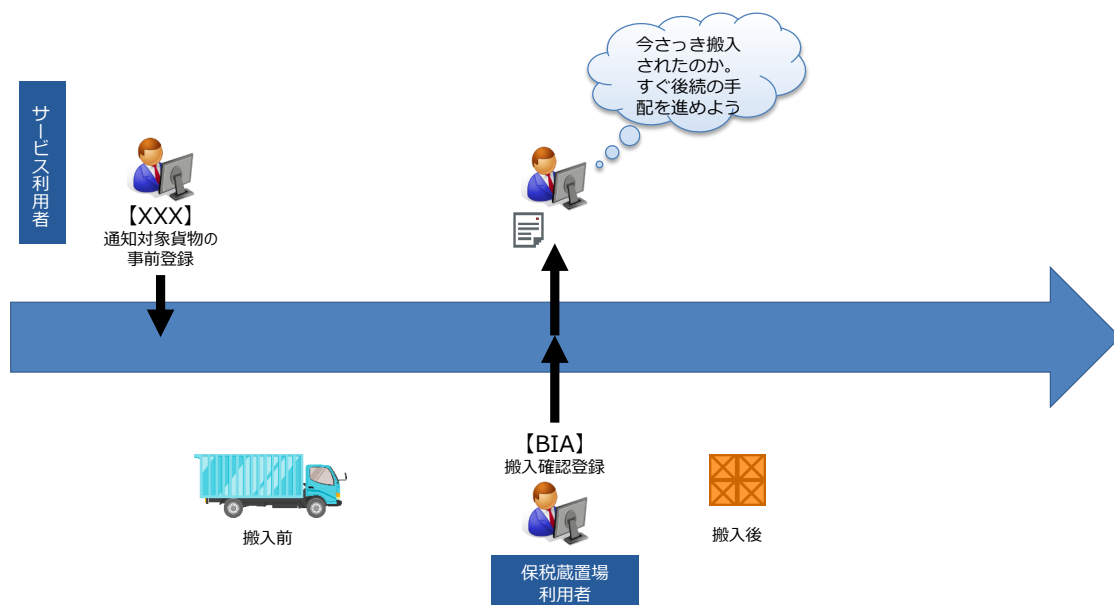
4-7-1. 現状の照会業務

照会業務は業務実施時点の貨物状況を把握できるメリットがあるが、貨物搬入時等の反映時点でリアルタイムに状況を照会する術がなく、都度照会を実施している。

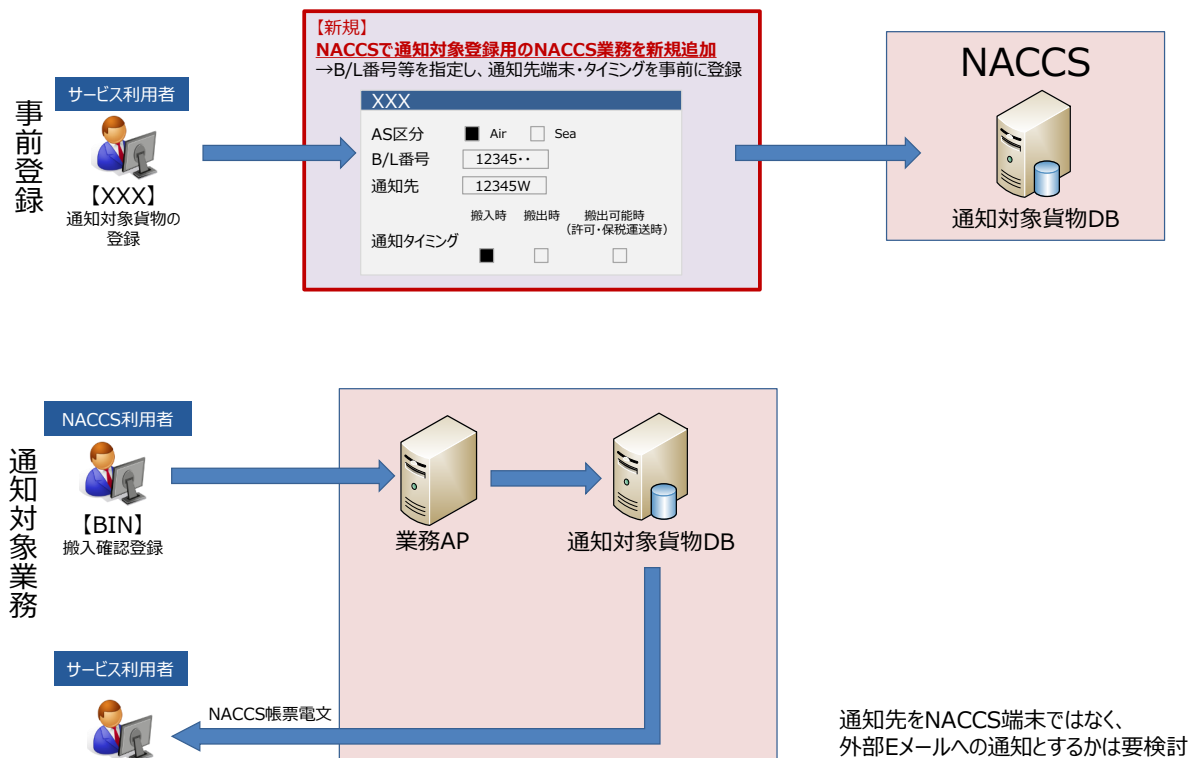


4-7-2. 通知サービスの概要（案）

通知を必要とする対象貨物を事前に登録しておき、搬入時や許可時の業務と同時に事前登録者宛てにその旨を通知する機能を新設する。

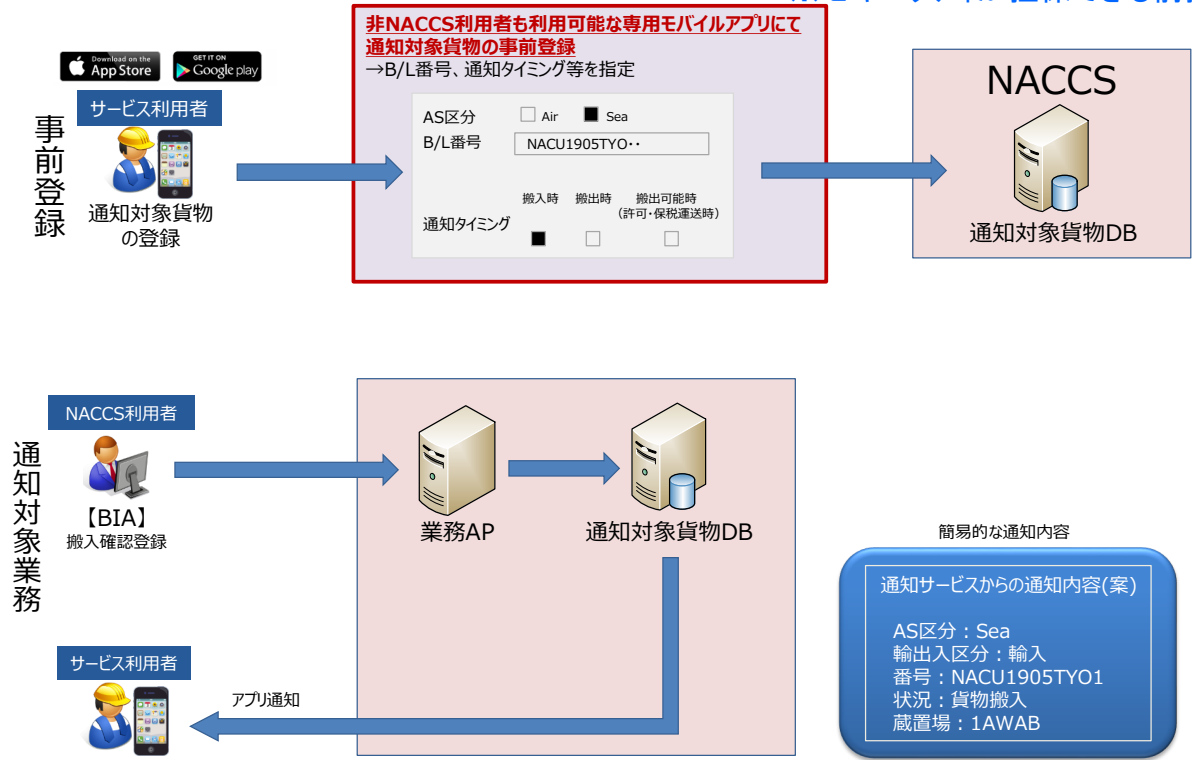


4-7-3. 通知サービスのシステム概要（NACCS利用者向け）（案）



4-7-4. 通知サービスのシステム概要（非NACCS利用者向けモバイルアプリ版）（案）

※セキュリティが担保できる前提



4-8. ACL 情報登録業務の改善

ACL情報登録業務について見直しが必要と考えており、今後、検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	ACL情報登録業務の改善	
2. 現行仕様	ACL情報登録（ACL01/ACL02）業務によりD/R（ドックレシート）等の情報をNACCSに登録し、ブッキング先の船会社やNVOCCへの通知を可能としている。また、貨物搬入先CY・CFS等の関係先へも通知を可能としている。	
3. 見直しの経緯（利用者の要望等）	ACL業務に関するプログラム変更要望*について関係業界（船会社、海貨業等）との意見交換を実施した結果、下記要望の再検討が必要と考えられる。 ①品名欄の改行、「_」（アンダーバー）等の入力 ②品名が2つ以上入力された場合の電文分割 ③項目および入力チェックの追加 *システム影響やEDI仕様により単年度プログラム変更で実施不可となった案件	
4. 次期仕様	今回は現状の問題点の把握のみとし、次期仕様の提示については今後、詳細検討の場で実施する。	
5. その他		

4-8-1. 主なACL業務プログラム変更要望一覧①

項番	区分	現行仕様	要望内容	過去の検討結果
1	入力仕様	現在、お客様がマーク欄、品名欄で改行を行っても、EDIFACTで受信した際はその改行が自社システムに反映されない状況です。 その為、お客様にスペースを入力してもらうか、自社システム側で手直しが必要となっております。	改行がEDIFACT上でも反映される様システムの変更をお願い致します。	NACCSのEDI仕様書上、項目内に改行を入れることは不可となっているため、実施は困難です。 ※EDI仕様上、改行は次項目とみなす仕様となっているため。
2		電文上にメールアドレスを記載する場合に使用する「_」（アンダーバー）、危険品のフラッシュポイント等温度表記に使用する「°」が禁則文字となっております使用できない。荷主によっては正確な記載を要求される。	技術的に難しいと思われませんが「_」「°」を利用可能として頂きたい。	EDIFACT利用の問題等、影響範囲が大きく実施は困難です。
3		積載予定船舶のコールサインと船名を同時に入力した状態では送信エラーとなる。ECRにコールサインを入力すれば、貨物情報をEDBで呼び出すとコールサイン、船名が反映される。	コールサインと船名が入力されている場合でも、送信が可能にしたい。 入力の際にコールサインが予定船舶と合致しているかを確認のために両方入力を可能として頂きたい。 また、コールサインと船名が一致していない場合はエラー処理出来ないか。 ECRは予定船舶名のみで送信が出来るが、EDBでも貨物情報を呼び出した際に船名とコールサインを反映させることができないか。	ご提案の内容ではコールサインと船名どちらを優先させるか、システム上判断ができないことから実施は困難です。（IVK業務にて船名とコールサインを確認する事が可能。）
4	電文仕様	品名欄が品名2以上に書き込まれると電文が2つ以上に分割される。これを分割しない様にしたい。	電文が分割されないように変更をお願い致します。	当該業務の出力情報を変更することは、他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。
5		B/L アタッチシートの電子ファイル化	貨物の記号・番号等のアタッチシートを電子ファイル化して当該業務の添付ファイル化したい。	第6次NACCS更改時にも検討しましたが、アタッチシートがPDFであればEDI化したと言えず、船会社側でアタッチシートを受信する仕組みも構築できないことから、実施しないこととしました。



4-8-2. 主なACL業務プログラム変更要望一覧②

項番	区分	現行仕様	要望内容	過去の検討結果
6	入力項目	下記の項目は任意項目 ①担当者名/担当者電話番号 ②個数～容積単位コード（ネット） ③コンテナ番号～温度単位コード ④輸出統計品目・代表番号	①必須項目化 ②③必須項目化若しくは不備は警告 ④6桁必須化	①④第6次更改時の個別WGにおいて、必須項目化を見送っていることから実施致しません。 ②当該項目を必須項目とした場合、他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。 ③LCL貨物も兼用している業務であることから、必須項目化することはできません。
7		コンテナ番号入力欄（繰返部に記事欄がないため、荷姿及び内個数を「共通部2」の記事欄にコンテナ番号を明記し記載している。また、特殊コンテナの場合はオーバーハイ・オーバーワイドを同様に記事欄に記載している。	コンテナ番号入力欄に内個数・オーバーハイ・オーバーワイドの入力欄を設ける。	入力項目の追加は自社システムへの影響等も発生するため実施は困難です。
8		サードパーティへACL情報を送信する際に、オリジンの船社には情報を送ることは出来ない。	オリジンの船社に対しても情報を送れるよう、送信先項目を追加してほしい。	※新規要望の為、検討未実施。
9		1ACLに対し、複数BOOKING番号の入力は不可。	BOOKING番号を2件以上入力する必要があるため、1ACLに対し複数BOOKING可能な業務を新設して欲しい。（※50回繰り返し入力可能なハウスBOOKING番号ではない。）	改変規模が大きくなることから実施は困難です。
10	入力チェック	受信側として、通常のB/L作成に必要な情報について未入力チェック項目が少ないと感じる	通常のB/L作成に必要な情報について未入力チェック項目の増加 ・船卸港 ・運賃支払コード(P/C)	当該項目等を必須項目とした場合、他の利用者様への影響が大きくなることから実施は困難です。
11		ACL01業務での重量・容積（共通部の合計グロス重量・容積と繰返部コンテナの各グロス重量・容積が不一致となった場合でも送信は正常終了する。	ACL01業務での重量・容積（共通部の合計グロス重量・容積と繰返部コンテナの各グロス重量・容積の不一致を致判した場合には、アラートを表示して登録送信を中断し、開いている画面で訂正を再入力して送信できるようにする。	一律エラーとした場合、利便性を損なう恐れがあるため実施しない。なお、ワーニングは更改WGでの検討の結果、出力する仕様としています。



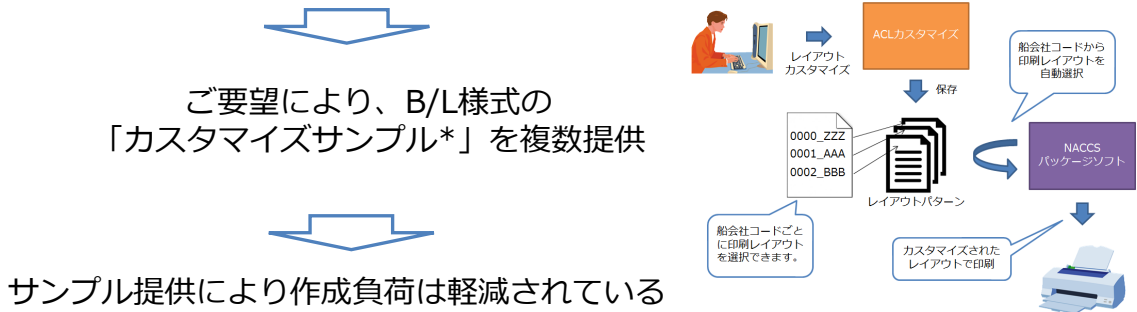
4-8-3. カスタマイズツールの現状

「4-2. ユーザーインターフェースの見直し
4-2-1. 利用者アンケートを受けての課題一覧（パッケージソフト）」

	項目	課題
2	ACLカスタマイズ機能の操作性	ACLカスタマイズ機能は操作性の難易度が高く、一般的な利用者向けになっていない。

カスタマイズツールの現状

ACLカスタマイズでは、ACL業務の出力帳票レイアウトのカスタマイズを行うことができるが、操作性の難易度が高いため、簡易に対応船社等毎の出力帳票を作成することができない。なお、第6次より出力帳票をB/L様式とし、最少出力枚数も5枚から2枚とした（記号番号情報、品名情報を除く）。



*…コンテナ船及び在来船・自動車船用サンプル
出カコード「SAT135」「SAT138」「SAT140」「SAT143」「SAT145」「SAT148」



4-8-4. (参考) カスタマイズサンプル (一部) ①

例①：SAT135 (コンテナ船用)

【仮登録】ACL情報 (コンテナ船本情報) (SAT135) 1 / 2									
Registration Date : ; Registrant 1AND1 B/L Instructions (Container Vessel Only)									
Shipper DUMMY 1			Carrier/Shipping Agent SALA Booking No. 99999999 Forwarder's Name						
Consignee DUMMY 2			Key Bill Received K/L Freight As Arranged						
Notify Party			Agent Signature Request Identification Attached Sheet CV/OPS Code						
Also Notify Party			Contact User 1 2 3 Fax No. 1 2 Ref No. Remarks						
Pre-Carriage By			Place of Receipt 52						
Ocean Vessel JNACS2621 JNACMS-0001A			Port of Loading TOKYO - TOKYO JPTYO						
Port of Discharge			Place of Delivery 52 Final Destination						
Number of Containers			Total Number and Kind of Packages HS Code (6/10) Total Weight Gross Net Total Measurement Gross Net						
Marks & No.			Description of Goods SAMPLE HS Code 0000-0 Number and Kind of Packages (000)						
Total Number of Containers or Packages (in Words)			Place of Payment 1 2 Place of B/L Issue Number of Original B/L 2						
Container No.			Seal No. Size Type Number and Kind of Packages Cargo Weight Measurement Tare Weight Temp						

【仮登録】ACL情報 (コンテナ船本情報) (SAT135) (つづき) 2 / 2									
Shipper's Mail Address					Invoice No.				
Shipper's Section Code					Shipper's Reference No.		Transmitting Code To Shipper		
Order No.					L/C No.		Cargo Type Code		
Person in Charge									
Cargo No.					Nvoice Code And Booking No. For House Loading Transmission Identifier 0				
Container No.	Seal No.	Size	Type	Number and Kind of Packages	Cargo Weight	Measurement	Tare Weight	Temp	



4-8-5. (参考) カスタマイズサンプル (一部) ②

例② : SAT138 (在来船・自動車船用)

【仮登録】ACL情報 (在来船・自動車船本情報) (SAT138)1 / 2

Registration Date	-	Register	1AKD1
Shipper	-	Carrier/Shipping Agent	SALA
DUMMY A	-	Booking No.	88888888
		Master B/L No.	
		Forwarder's Name	
Consignee	-	Way Bill	Received B/L
DUMMY B	-		Freight As Arranged
		Agent Signature Request Identifier	
		Attached Sheet	
		Contact User 1	2345
Notify Party	-	Fax No. 1	23
		Channel No. Display Identifier	
		Ref. No.	
		Remarks	
Also Notify Party	-		
Pre-Carriage By			
Origin Vessel	JNACS2621	Voy.No	0007A
JNACWAL		Port of Loading	JPTYOK
Port of Discharge		Final Destination	YOKOHAMA - KANAGAWA
Total Number and Kind of Packages	IS Code (Initial)	Total Weight Gross Net	Total Measurement Gross Net
Barke & No.	Description of Goods	IS Code	Number and Kind of Packages
			(IMEI)
		Gross	
		Net	
		(L)	(O) (B)
		IMEI Description Identifier	
Total No. of Packages as Shipped (No. of)			
Place of Forward	-	Place of BIS/L Issue	Number of Original BIS/L
1	-		3
2	-		

【仮登録】ACL情報 (在来船・自動車船本情報) (SAT138) (つづき)2 / 2

Shipper's Mail Address	Invoice No.
Shipper's Section Code	Shipper's Reference No.
Order No.	L/C No.
	Cargo Type Code
Person in Charge	
Cargo No.	

4-9. 輸出コンテナ総重量証明 (VGM) 対応

プログラム変更要望で継続案件となっている輸出コンテナ総重量証明 (VGM) 対応について以下の通り、見送ることとするが、動向を見守りつつ必要に応じ議論を再開することとする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	輸出コンテナ総重量証明 (VGM) 対応について	
2. 現行仕様	VGMでは、各社マニュアルでの搬入票利用が基本運用とされています。NACCS業務においても搬入票を作成する「CY搬入情報登録(CYH)」業務を提供している。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	過去数年において、関係団体より輸出コンテナ総重量証明 (VGM) 対応のプログラム変更要望が提出され、継続案件となっていた。	
4. 次期仕様	令和元年8月5日 国土交通省で開催された「サイバーポート検討WG(港湾・貿易手続)」において提示された「コンテナ総重量のシステム導入にかかる方針について」の中で、海事局より、2020年末の連携基盤構築前にVGMの電子的な情報伝達を可能にするべく、関係法令等を改正する方針が示された。 それに伴い、NACCSでの対応は見送ることとする。	
5. その他	現時点での対応は見送るものの、今後の状況を見守りつつ必要に応じ議論を再開する。	

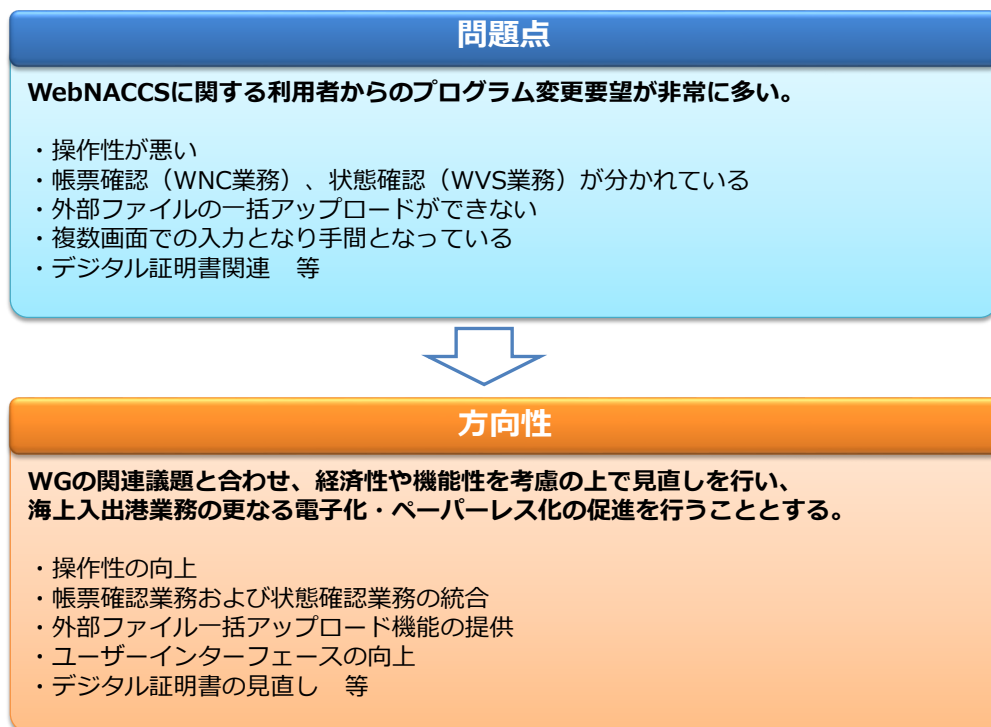
4-10. 海上シングルウィンドウ（SW）業務（入出港業務）の見直し

海上SW業務（入出港業務）について見直しが必要と考えており、今後、検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	海上SW業務（入出港業務）の見直し	
2. 現行仕様	- 税関、入国管理局、検疫所、港長、港湾管理者、地方運輸局、海上保安部署、海上交通センター、港内交通管制室宛の各種手続きを行うことが可能である。 - 第6次NACCSから海上入出港業務のWeb化(WebNACCSの提供)を行った。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	- 船舶代理店からの要望を受け、Web化の目的は達成されたが、依然としてWebNACCSに関するプログラム変更要望が非常に多い。 - 利用者の利便性向上を図ることにより、入出港業務の更なる電子化・ペーパーレス化を促進する。	
4. 次期仕様	今回は現状の問題点の把握のみとし、次期仕様の提示については今後、詳細検討の場で実施する。なお、プログラム変更要望については別紙4を参照。	
5. その他	関連議題 「ユーザーインターフェースの見直しについて」 「モバイル端末への対応について」 「デジタル証明書の見直し」	

4-10-1. 海上シングルウィンドウ（SW）業務（入出港業務）の見直しの方向性

利用者ヒアリング結果及びプログラム変更要望等から、現状の海上入出港業務の問題点を抽出。問題点の認識および見直しの方向性として以下のとおり検討を行うこととする。



4-11. 船会社船舶受委託関係の見直し

船会社船舶受委託関係について見直しが必要と考えており、今後、詳細仕様において検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	船会社船舶受委託関係の見直し	
2. 現行仕様	・ 船会社のみ受委託設定（VCA業務）が実施可能 ・ 船会社と船舶代理店との間の契約に基づき、両者間の受委託関係をNACCSに登録し、システム上でチェックを実施している。 （例） ◆ 船舶代理店が、運航情報を利用する入出港関連業務（VPX業務等）を実施する場合 ◆ 船舶代理店が、積荷目録情報登録（MFR業務）や船積情報登録（CLR業務）等の貨物情報登録の業務を実施する場合 ◆ 船舶代理店が、出港前報告（AMR業務）等の出港前報告関連の業務を実施する場合	
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	・ NACCS不参加船会社の受委託設定に時間を要している。 ・ 一部利用者において、本来受委託設定が不要にも関わらず、設定を行ってしまうことにより、必要な情報参照ができない等の支障をきたしている。	
4. 次期仕様	・ 受委託設定を船舶代理店でも実施可能とする。 ・ 具体的な受委託設定の詳細については詳細検討時に別途検討する。	
5. その他		



4-11-1. （参考）受委託対象業務一覧

業務コード	業務名	業務コード	業務名
VTX01/WBX	船舶運航情報登録	CMF11	積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出業務前）
VTX02/WBX	乗組員情報登録	CMF12	積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出業務後）
VTX03/WBX	旅客情報登録	CMF13	積荷目録情報訂正呼出し（次港卸港の追加）
VTX04/WBX	船用品情報登録	DMF	積荷目録提出
VTX11/WBX	船舶運航情報登録呼出し	PID	到着確認登録
VTX12/WBX	乗組員情報登録呼出し	DOR	輸入貨物荷渡情報登録（ID登録）
VTX13/WBX	旅客情報登録呼出し	IMI/IMIOU	積荷目録状況照会
VTX14/WBX	船用品情報登録呼出し	AMR	出港前報告
VPX/WPT	入港前統一申請	CMR	出港前報告訂正
VIX/WIT	入港届等	CMR11	出港前報告訂正呼出し
TPC/WPC	とん税等納付申告	DNC	船卸許可申請
VMR/WMR	移動届	DNC11	船卸許可申請呼出し
CPC/WCP	不開港出入許可申請	BLL	出港前報告B/L関連付け
VOX/WOT	出港届等	CMV	出港前報告船舶情報訂正
IVS/WVS	入出港届等照会	IAR	出港前報告照会
CLR	船積情報登録	IML	出港前報告一覧照会
CCL	船積確認登録	ICG/ICGOW	貨物情報照会
IAL	船積情報照会	KPC01/WKC	船舶・航空機資格変更届
IAC	船積情報登録状況照会	KPC/WKS	船舶・航空機資格変更届呼出し
MFR	積荷目録情報登録	IKP/WKP	船舶・航空機資格変更届照会
MFR11	積荷目録情報登録呼出し	DCR	危険物明細受付締切日登録
MFI	積荷目録情報登録（一括）	DLR	危険物積荷一覧情報出力
CMF01	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）		
CMF02	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）		
CMF03	積荷目録情報訂正（次港卸港の追加）		

 : 入出港業務



4-12. 法人番号による業務対応

法人番号のみによる業務対応に向けた検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	法人番号による業務対応	
2. 現行仕様	・ JASTPROコード等と紐付けをしていない法人番号でのリアルタイム口座・包括保険の利用が出来ない。 ・ 申告業務等では法人番号の入力を原則としている。申告業務等で JASTPROコード等を入力する事で法人番号への変換、英字社名、英字住所の補完等の便利機能を利用可能としている。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	第6次NACCS更改時の検討においても、法人番号のみによる業務対応検討を行ったが、運用上の混乱を伴うこと、利用者への影響が大きいため、JASTPROコード等の入力を可能とした経緯がある。	
4. 次期仕様	今回は現状の問題点の把握のみとし、次期仕様の提示については今後、詳細検討の場で実施する。	
5. その他		



4-12-1. 現状の法人番号等入力時の補完機能等について

申告業務等での入力時補完機能等を下記表に整理する。

利用コード	入力コードの条件			NACCSにおける処理						社名・住所の更新	備 考
	法人番号	JASTPROコード	税関発給コード	紐付け有無	法人番号変換処理	英字社名等手入力	英字社名等手入力	評価担保	口座・包括保険		
法人番号 【13桁】 例：1234567890123	入力	無	無	—	—	無	要	利用可能	利用不可	—	・ 評価／担保については、法人番号に直接登録することにより利用可能。 ・ リアルタイム口座・包括保険を利用する場合は、JASTPROを通して法人番号および英語の社名および住所の登録が必要。
法人番号 【13桁】 例：1234567890123 (13桁)	入力	有	—	有	—	有	不要	利用可能	利用可能	可	
【17桁 = 13桁 + 4桁 (枝番)】 例：1234567890123-0000	入力	—	有	有	—	有	不要	利用可能	利用可能	不可	・ 社名の変更等があった場合は、税関発給コードに登録されている既存情報が無効になるため、変更になった社名および住所の手入力が必要。また、引き続き変更になった社名等の自動補完等を希望する場合、税関において更新手続きは行わない為、新社名等と法人番号の紐付け登録作業を JASTPRO 経由で行うことが必要。
JASTPROコード 【8桁】 例：P0012345	有	入力	—	有	有	有	不要	利用可能	利用可能	可	
【12桁 = 8桁 + 4桁 (枝番)】 例：P0012345-0000	有	—	有	無	—	—	—	—	—	可	・ 法人番号との紐付けが無い場合、JASTPROコードの入力は不可。正常終了するには、法人番号の入力が必要。 ・ 社名・住所の更新は、JASTPROコード上の登録情報のみ可能。
税関発給コード 【12桁】 例：10012345-0000	有	—	入力	有	有	有	不要	利用可能	利用可能	不可	・ 社名の変更等があった場合は、税関発給コードに登録されている既存情報が無効になるため、変更になった社名および住所の手入力が必要。また、引き続き変更になった社名等の自動補完等を希望する場合、税関において更新手続きは行わない為、新社名等と法人番号の紐付け登録作業を JASTPRO 経由で行うことが必要。



4-12-2. 法人番号利用における課題

法人番号利用における課題は主に以下が考えられる。

■ JASTPROコード等と紐付けをしていない法人番号でのリアルタイム口座・包括保険の利用が出来ない

- コード番号存在チェック等の見直しが必要。

■ 申告業務等での英字社名・住所等の補完

- 現状の課題を下記に整理。

NO	項目	課題等	備考
1	英字社名・住所等の情報	・ JASTPROより提供を受けている	
2	法人番号に付随する情報	・ 国税庁提供の英字社名・住所情報は、任意登録制（内容は登録者の入力依存） ・ 桁数、使用可能文字等がNACCSの仕様と異なる ・ 電話番号の情報がなく住所は本社のみ	当該付随する情報は、第6次NACCS稼働後に国税庁において機能追加されたため、NACCSでは取り込みの対象外となっている
3	情報登録・管理機構	・ JASTPROと同様な情報登録・管理する機構が必要	
4	枝番管理	・ JASTPRO等に紐付かない法人番号の枝番管理ができない	

4-13. 利用申込手続きの改善

利用申込手続きについて、以下のとおり検討を行うこととする。

区分	概要	備考
1. 個別検討事項	利用申込手続きの改善	
2. 現行仕様	・ 新規利用申込に関して、利用契約申込、システム設定申込の2段階の手続きが必要となっている。 ・ 利用開始までに、新規申込で7営業日、契約変更・システム設定変更申込で4営業日を要している。	
3. 見直しの経緯（利用者の要望等）	・ 新規利用者にとって申込手続きが2段階に分かれていることからスムーズな利用開始ができず煩雑となっている。 ・ 端末追加等の変更申込では可能な限り早期に利用開始をしたいという要望が寄せられている。	
4. 次期仕様	・ 新規利用申込での2段階申込手続きを見直し、スムーズな利用開始が行えるよう改善を行う。 ・ システム設定に関するU業務を充実させ、利用者側で設定更新を可能とすることで利用開始までの期間短縮を図る。	
5. その他		

4-13-1. 利用申込手続きのイメージ（新規申込(1)）

【現状における新規申込】

① 新規契約申込

・利用契約に関する手続き



利用者



NACCSセンター

・利用契約に関する内容確認

この時点では、
まだ手続きが完了
していない

・審査完了メール

② システム設定申込

・システム設定手続き



利用者



NACCSセンター

・システム設定に関する内容確認

・審査完了メール

現状では、NACCSを利用するためには、
2段階の手続きおよび**使用開始まで7営業日必要**



4-13-2. 利用申込手続きのイメージ（新規申込(2)）

【第7次NACCSにおける新規申込】

① 新規契約申込→**新規契約申込だけでNACCSの利用可能**

・利用契約に関する手続き
・**システム設定内容入力**



利用者



NACCSセンター

・利用契約に関する内容確認
・システム設定に関する内容確認

この時点で、
**NACCS利用
開始可能**

・審査完了メール

必要に応じ、U業務にてシステム設定

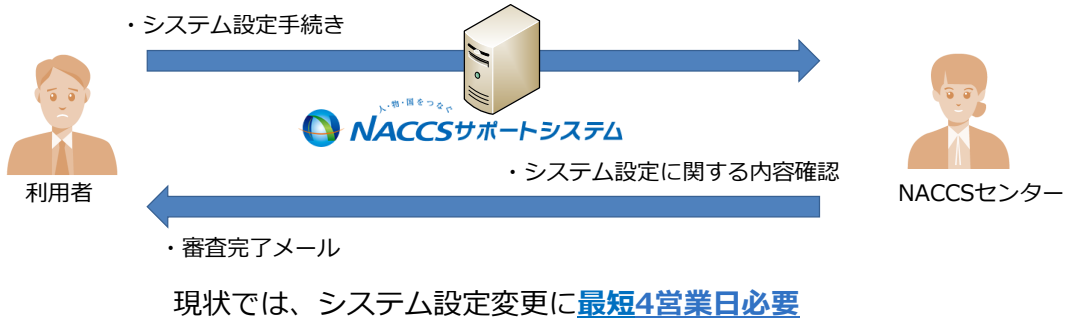
※即時反映（設定内容によっては、翌日反映の場合もあり）

2段階の手続きの見直しにより、使用開始までの期間短縮

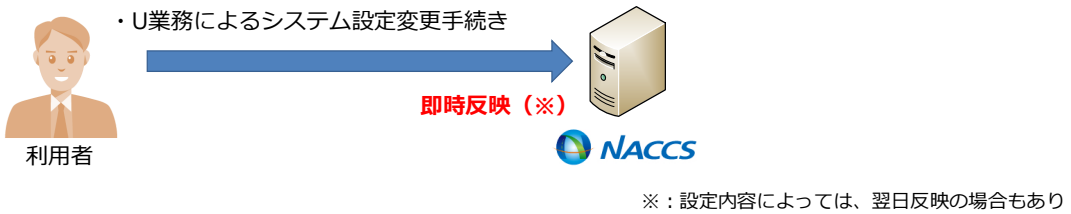


4-13-3. 利用申込手続きのイメージ（システム設定変更手続き）

【現状におけるシステム設定】
システム設定変更申込



【第7次NACCSにおけるシステム設定】
システム設定変更



4-14-1. 税関関係業務の見直し（輸出入通関）

第7次NACCSの輸出入通関業務においては、以下の項目について見直す方向で検討を行うこととする。

なお、基本仕様確定以降において制度改正等によるシステム仕様の変更が生じる場合は、詳細仕様の検討において反映する。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	① 新規業務の追加及び個別業務化 ② 業務の見直し及び運用方法の変更 ③ 輸出入申告における入出力項目の見直し
2. 現行仕様	① システム化が行われていない税関手続及び個別業務化されていない汎用申請業務が存在する。 ② 利便性向上及び審査の迅速化のため、見直し及び運用方法の変更を必要とする業務が存在する。 ③ ー
3. 見直しの経緯	① よりきめ細やかな通関時審査の実現を図る。 ② 利便性向上及び審査の迅速化を図る。 ③ よりきめ細やかな通関時審査を実現する等の観点から、輸出入申告業務について一部見直しを行う。
4. 次期仕様	上記見直しの経緯を踏まえ、必要な仕様変更を実施する。

4-14-1a. 税関関係業務の見直し（輸出入通関）

① 新規業務の追加及び個別業務化

項番	概要	内容
1	システム化されていない税関 手続のシステム化	減免税業務について、再輸入免税が適用される通い容器の管理・裏落としを可能とする包括容器照会業務の新設及び再輸出免税（定率法第17条）が適用される貨物において、輸入時に任意で指定した日に輸入者等にアラートが表示される機能の追加を検討する。
2		関税暫定措置法第8条に基づく加工又は組立のために輸出された貨物を原材料とした製品の減税手続きについて、交付用書類の提出・交付を可能とする業務の新設及び裏落としの管理業務の新設を検討する。
3		石油石炭税法第15条に基づく特例納付について、システム化を検討する。
4	汎用申請業務の個別業務化	システムを使用した申告又は申請等の撤回の申し出並びに許可又は承認等された内容に係る変更については、汎用申請業務の「NACCS登録情報変更申出」又はマニュアルで申し出を行っているが、個別業務化を検討する。
5		包括評価申告について、包括評価申告の管理（登録、変更、撤回、呼び出し）を可能となるよう、個別業務とすること及び包括評価申告書の申請者への交付機能の追加を検討する。

4-14-1b. 税関関係業務の見直し（輸出入通関）

② 業務の見直し及び運用方法の変更

項番	概要	内容
1	納付方式の追加	関税・地方消費税等の納付について、クレジットカードや電子マネー等が利用可能となるよう検討する。
2	修正申告の審査業務 効率化	修正申告業務の審査業務効率化のため、以下の検討を行う。 ・「修正申告事項登録」（AMA）業務に、税関への確認を要するかどうかの項目（税関確認項目）を設けること及び当初申告との関連付けを可能とすることを検討する。 ・税関による修正申告事項登録内容に対する内容確認（審査）終了を行う業務の新設を検討する。
3	NACCS利用者の拡充	NACCSの非利用者（輸入者等）が「添付ファイル登録」（MSB）業務等（あるいは類似の機能）をインターネット回線で利用可能とすることを検討する。また、税関からNACCSの利用者又は非利用者（輸入者等）へ添付ファイルを送付できる機能の追加を検討する。
4	税関審査の高度化	税関の審査について高度化し、自動で審査終了する等の業務運用の効率化を検討する。 ※審査の高度化により、一部の申告系業務（IDC、EDC等）については、審査区分を払い出す業務処理時間が1秒以上かかる（平均）状況が発生する。

4-14-1c. 税関関係業務の見直し（輸出入通関）

③輸出入申告における入出力項目の見直し

項番	概要	内容
1	「輸入申告事項登録」 (IDA) 業務の入力欄追加等	輸入通関手続の所要時間調査の際、システムで一貫して情報収集するため、税関調査用符号項目の増加を検討する。
2		輸入申告共通部の「包括評価受理番号」欄の増加及び税額計算機能の修正を検討する。
3		解除条件付き減免税（定率法第17条、暫定措置法第4条等）に係る使用場所欄の追加を検討する（郵便番号、住所、使用者名等を想定）。
4		減免税に係る事前教示番号の入力欄の追加を検討する。
5	輸出入申告時の郵便番号から住所自動出力機能の追加	輸出入申告において、入力された郵便番号に基づき住所を自動出力する機能の追加を検討する。
6	AEO相互承認用コードの自動変換	輸出入申告において、仕向人コード（輸出申告）・仕出人コード（輸入申告）欄に、相手国のAEO事業者に係る「相互承認用コード」を入力することで、システムに登録されている名称・住所等の自動補完の実現を検討する。

4-14-2. 税関関係業務の見直し（航空保税・貨物）

第7次NACCSの航空保税・貨物業務においては、以下の項目について見直す方向で検討を行うこととする。

なお、基本仕様確定以降において制度改正等によるシステム仕様の変更が生じる場合は、詳細仕様の検討において反映する。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	① 新規業務の追加 ② 業務の見直し及び運用方法の変更 ③ 利便性向上に向けた業務の見直し
2. 現行仕様	① システム化が行われていない税関手続が存在する。 ② 税関に提出する業務において類似する提出業務が存在する。 ③ 項目追加等が望ましい業務が存在する。
3. 見直しの経緯	① システム化することにより利用者の利便性の向上を図る。 ② 類似する業務における提出方法について検討する。 ③ その他業務のシステム化及び項目追加等を行い、官民双方の利便性向上を図る。
4. 次期仕様	上記見直しの経緯を踏まえ、必要な仕様変更を実施する。

4-14-2a. 税関関係業務の見直し（航空保税・貨物）

① 新規業務の追加

項番	概要	内容
1	保税地域等の許可・承認等に係る業務の新設	保税地域及び承認工場の許可、承認、並びに保税地域に係る承継に係る業務についての許可・承認業務の新設を検討する。
2	航空貨物に係る動物検疫/植物防疫/燻蒸指示/検疫（食品）の検査時における保税運送（所謂ラウンド運送）のシステム対応	現在システム対応していない航空貨物に係る動物検疫/植物防疫/燻蒸指示/検疫（食品）の検査時における保税運送（所謂ラウンド運送）に関して、システム化を検討する。 また、現行の保税運送業務で行っている「包括保税運送」や「管理資料の作成」なども対象に検討する。

② 業務の見直し及び運用方法の変更

項番	概要	内容
1	航空貨物に係る事前報告制度の運用改善	航空貨物に係る事前報告制度の効率的運用を目的とした業務の新設等を検討する。

4-14-2b. 税関関係業務の見直し（航空保税・貨物）

③ 利便性向上に向けた業務の見直し

項番	概要	内容
1	航空貨物事前報告業務に係る二重業務の解消	「積荷目録事前報告（ハウス）（HDM01）」業務と「HAWB情報登録（輸入）呼出し（HCH）」業務との連携について検討する。
2	航空旅客及び貨物の事前報告に関し、外国からのNACCSへの直接報告の可能化	外国からでも航空旅客及び貨物の事前報告をNACCSに直接報告を行うことが可能となるよう検討する。

4-14-3. 税関関係業務の見直し（海上保税・貨物）

第7次NACCSの海上保税・貨物業務においては、以下の項目について見直す方向で検討を行うこととする。

なお、基本仕様確定以降において制度改正等によるシステム仕様の変更が生じる場合は、詳細仕様の検討において反映する。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	① 新規業務の追加及び個別業務化 ② 業務の見直し及び運用方法の変更 ③ 船舶関連情報の管理方法の見直し ④ 利便性向上に向けた業務の見直し
2. 現行仕様	① システム化が行われていない税関手続及び個別業務化されていない汎用申請業務が存在する。 ② 船舶旅客に係る事前報告制度については、第5次NACCSでシステム化を実施し、運用している。 ③ 船舶関連情報の正しい関連付けを担保するような管理が行われていない。 ④ 項目追加等が望ましい業務が存在する。
3. 見直しの経緯	① 新規業務化及び個別業務化を行い、官民双方の利便性向上を図る。 ② 船舶旅客に係る事前報告制度の拡充について検討している。 ③ 船舶関連情報のより適切な管理を図る。 ④ 項目追加等を行い、官民双方の利便性向上を図る。
4. 次期仕様	上記見直しの経緯を踏まえ、必要な仕様変更を実施する。

4-14-3a. 税関関係業務の見直し（海上保税・貨物）

① 新規業務の追加及び個別業務化

項番	概要	内容
1	保税地域等の許可・承認に係る業務の新設	保税地域及び承認工場の許可、承認、並びに保税地域に係る承継に係る業務についての許可・承認業務の新設を検討する。
2	汎用申請業務の個別業務化	船用品等情報の登録について、NACCS業務の新設を検討する。

② 業務の見直し及び運用方法の変更

項番	概要	内容
1	船舶旅客に係る事前報告制度の見直し	船舶旅客に係る事前報告制度の見直しにあわせて、業務の新設や報告項目の追加等を検討する。

4-14-3b. 税関関係業務の見直し（海上保税・貨物）

③ 船舶関連情報の管理方法の見直し

項番	概要	内容
1	船舶情報の管理方法の見直し	船舶情報の管理について、「信号符字（コールサイン）」による管理からIMO番号による管理への変更を検討する。
2	船舶運航情報の管理方法の見直し	船舶運航情報、入港前統一申請、入港届、出港届が正しい関連付け状態になるよう、各申請の入力画面及び入力チェックを変更することを検討する。
3	船舶運航情報における本邦寄港地の登録可能数の変更	船舶運航情報における本邦寄港地を10件以上登録可能となるよう検討する。

④ 利便性向上に向けた業務の見直し

項番	概要	内容
1	船舶関連情報に係る入力項目の見直し	船舶基本情報等の船舶関連情報に係る項目について見直しを検討する。
2	コンテナ扱い以外への利用拡充	コンテナ扱いでない貨物についても、輸入申告中の保税運送が可能となる機能の実装を検討する。

参考資料5.

最新技術の導入・各種デジタルプラットフォーム （貿易情報基盤）との連携

5－1. 最新技術の実用性

第7次NACCSにおける最新技術の実用性について検討を行うこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	最新技術の実用性について調査・検討する	
2. 現行仕様	第6次NACCSでは、新たな取り組みとして一部のサーバにおいて仮想化技術※1を採用している。また、掲示板、一部ネットワークおよびセキュリティ機能にクラウド（SaaS）を活用している。	
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	日々新たなICT技術が生み出されており、各分野でAIやRPA、システムのクラウド化等といった技術を積極的に導入・運用している企業が現れている。NACCSにおいても、最新技術を利用することによる利便性の向上や経済性のメリットを含めた実用性の探究を行う。 一方、NACCSは貿易に関するミッションクリティカルなシステムでもあることから、それら技術に関する正確な理解と慎重な検討が求められる。なお、検討にあたっては、安定稼働に影響を及ぼさない範囲での技術導入が前提条件となる。	各種技術については次頁を参照。
4. 次期仕様	NACCSにおける「導入の可能性」が高いと判断した技術については、今後、より詳細な実用性等の検討を継続していく。	
5. その他	次頁に記載の技術の導入検討を行うにあたり、技術の導入目的を常に意識し、新たな代替案等が発見された場合は、都度、軌道修正の要否を検討する。	

※1 仮想化技術・・・1台の物理サーバの上に複数サーバを仮想的に集約する仕組み。物理サーバの台数やラックの本数が削減できるなど、コスト削減にも寄与する。仮想サーバそれぞれに別々の基本ソフト（OS）を入れて動かすことが可能。

5-1-1. 最新技術の概要

	技術名	概要
プログラム・アルゴリズム系	AI (Artificial Intelligence)	言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。
	RPA (Robotic Process Automation)	反復作業や定型の入力といった単純作業の手順をコンピューターに記憶させることで、作業の自動化を比較的容易に導入出来る技術。高度なAIと組み合わせることで、作業の自動化のみならず、プロセスの分析、改善、意思決定までの自動化が可能になると期待されている。
通信・基盤系	IoT (Internet of Things)	「モノのインターネット」。従来インターネットに接続されていなかったモノ（センサー機器、建物、車、電子機器など）がネットワークを通じてサーバやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換する仕組み。アナログで存在するモノの機能やデータをデジタル化して活用する。
	クラウドサービス	クラウド事業者がサーバ等のハードウェア或はミドルウェアやOS、アプリケーション等を用意して、利用者に対して設備やシステム環境、ソフトウェアを提供するサービス。
	ブロックチェーン	情報のやりとりを分散して参加するユーザー（ノード）同士が管理する「分散型台帳」という仕組みを採用しており、データの堅牢性が高く、改ざんが非常に困難であるという特徴を有する技術。仮想通貨（ビットコイン）を実現するものとして注目を集めた。
手法・その他	API連携 (Application Programming Interface)	プログラムから特定の機能を利用出来るように公開するインターフェース。これによりシステム間にて機能を効率的かつ容易に連携出来る。
	ビッグデータ蓄積・解析	インターネット利用の増大やIoTの普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークに繋がることに伴い、膨大かつ多様な形式のデジタルデータ生成・収集・蓄積が進んでいる。IT技術の進歩によって、大量のデータを蓄積することが可能となり、それらを使った高度な分析が行える。

5-1-2. 最新技術の実用性

技術名	NACCSで考えられる活用案・効果	留意点等	NACCSでの導入の可能性
AI	- 入力補助機能、誤入力防止機能 - 誤送信抑制機能 - ヘルプデスクサポート（チャットボット等）	チャットボットなどのAIを活用する場合には、出来る限り多くの学習用データが必要となる。	○
RPA	それぞれの企業における作業手順をRPAに記憶されることになるため、基本的には各社での導入検討が自然。	利用者各社にて自社に最適な製品を検討する必要がある。また、作業手順や作業画面に変更が発生した場合には、各社で適宜メンテナンスが必要となる。	—
IoT	現時点でのNACCSにおける情報通信プロセスは、デジタルデータのやり取りに止まる。	現在のNACCSがカバーする業務範囲では、モノを経由するプロセスが無い。	—
クラウドサービス	- サーバ等の運用・保守管理業務軽減 - システム開発・導入期間の短縮 - 柔軟なシステム環境・構成の変更	特に不特定多数の顧客へサービスを提供するパブリッククラウドについては、クラウド事業者の契約条件とNACCSの要件が合致するかを慎重に確認する必要がある。	○
ブロックチェーン	データ保存に関する堅牢性の向上	現時点では、ブロックチェーンで処理出来る時間当たりの取引数が少ないため、採用した場合にシステムとしての性能が劣化する懸念がある。	—
API連携	- 自社システムとNACCSのシステム連携 - 他プラットフォームとのシステム連携 ※現行でもNACCS EDIによるAPI連携を行っている。	API公開・連携に関するセキュリティ対策の整備等。	○
ビッグデータ蓄積・解析	統計データの蓄積	各種データの用途や公開範囲について、利用者を含め関係各所に確認した上で、サービス内容を検討する必要がある。また、稼働中の第6次NACCSでは、原則として手続き終了後のデータ蓄積は行っていないため、その仕組みから改めて検討する必要がある。	△

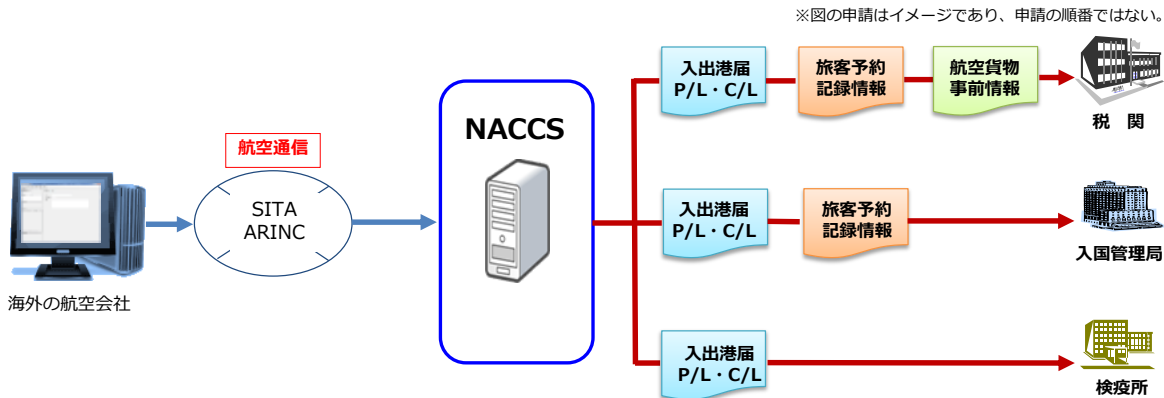
5-2. 国際連携機能と各種デジタルプラットフォームとの連携について

第7次NACCSにおける各種情報連携基盤との連携については、接続した場合のNACCSの利便性・経済性の向上の有無や日本政府の今後の政策等を踏まえ、その可能性について引き続き検討を行っていくこととする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	国際連携機能に係る要望の確認と各種デジタルプラットフォームとの連携	
2. 現行仕様	現在、NACCSで実現している国際連携機能は、以下の通りとなっている。 ・ 航空機に係る旅客・乗組員氏名表、航空貨物の事前報告制度等：SITA・ARINC ・ 海上における出港前報告制度：サービスプロバイダー ・ 動物検疫等における検疫証明書：eCert(Export Certification)	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・ 「第7次NACCSのあり方」に関するアンケート・ヒアリング結果によると、総じてNACCSに大幅な変更は望まないが、総合物流情報プラットフォームであるNACCSの機能拡張に対する要望もあり、それに伴い国際連携機能の拡充に関する期待感も高まっている。 ・ 各種デジタルプラットフォームとの連携については、官民で検討されている貿易情報連携基盤や海外にて検討されている各種デジタルプラットフォーム等との連携の可能性について検討する。	
4. 次期仕様	国際連携機能と国内外の各種プラットフォームについては、政府の制度改定や施策等の動向を踏まえ、連携の可能性について検討する。	
5. その他		

5-2-1. 既存の国際連携（1）【SITA・ARINC（事前報告制度等）】

海外の航空会社はSITA/ARINC網を利用し、指定の行政機関に対して、入出港届や旅客予約記録情報、航空貨物事前情報を電子申請している。



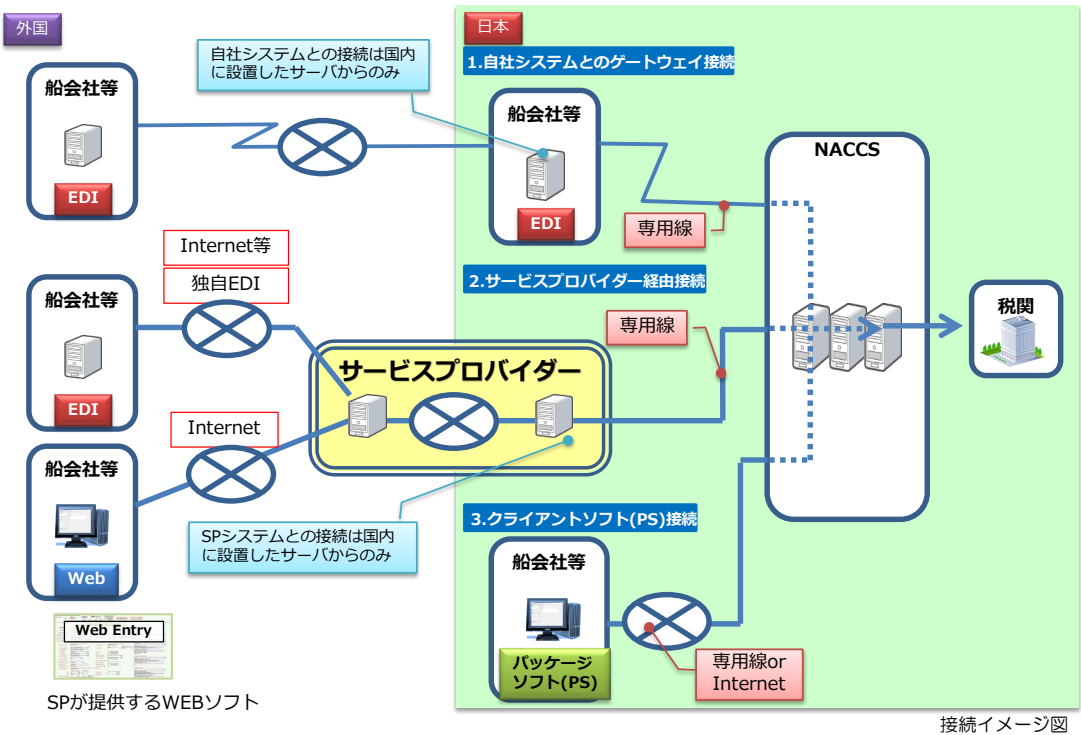
SITA (Société Internationale de Télécommunications Aéronautiques)
: 国際航空情報通信機構。世界200以上の国や地域の航空会社、旅行・輸送関連会社等550社以上が加盟。
設立は1949年。航空関係の情報提供、通信サービスを展開。

ARINC (Aeronautical Radio, Incorporated)
: 航空会社等に対し航空通信網等の通信サービスを提供する組織のひとつ。通信サービスプロバイダーとして、
各国でAPIの送受信や、空港・航空会社における情報処理システムの 開発・運用業務を行っている。
設立は1929年。

P/L (Passenger List) : 旅客氏名表
C/L (Crew List) : 乗組員氏名表

5-2-1. 既存の国際連携（2）【サービスプロバイダー（出港前報告制度）】

出港前報告制度では、船舶の運航者等が、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナ貨物に係る積荷情報を、原則としてコンテナ貨物の船積港を船舶が出港する24時間前までに電子的に税関へ報告することが求められている。

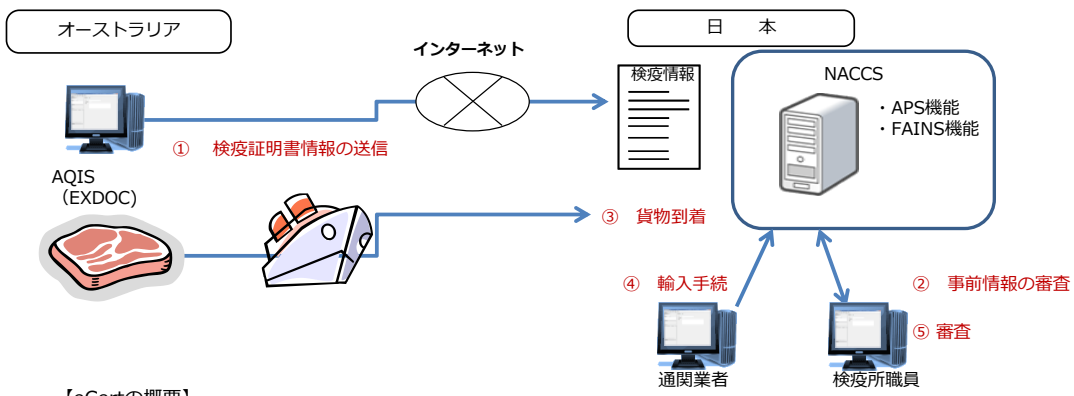


接続イメージ図



5-2-1. 既存の国際連携（3）【eCert (Export Certification)】

農林水産省(動物検疫)及び厚生労働省(食品検疫)からの要請に基づき、オーストラリア政府が発行する「検疫証明書」について、下図のとおり、平成23年5月からeCERT(XML)フォーマット(UN/CEFACT Standard)による取得を可能としている。



【eCertの概要】

項 目	eCert:Export Certification
回 線	インターネット
対象国	オーストラリア ⇒ 日本
提供開始時期	平成23年5月
対象品目	動物及び製品(肉、内臓、乳製品)
通信プロトコル	HTTP(SOAP), XML
メッセージのフォーマット	eCert (UN/CEFACT Standard)



5-2-2. アンケート及びヒアリングで寄せられた「国際連携機能」に関する要望事例

項番	要望	要望の概要
1	国際間の貨物情報の連携	貿易相手国の税関システムや貿易情報基盤とNACCSの間で相互に船積み情報等を連携して欲しい。
2		国際間の情報連携にも積極的に取り組んで欲しい。貨物のセキュリティを担保する為に、ハウスAWB上に企業IDやHSコードといった情報を入力している。一方、NACCSでも輸出入者情報、貨物情報等は共有されており、国際間で連携することで、情報の円滑化、迅速化に寄与すると考えられる。
3		NACCSも他国とのデータ連携を強く推進して欲しい。（出発地・到着地間における荷主情報提供の柔軟な対応）
4	証明書の電子化	EPAについては原本提出が必要な第三者証明による原産地証明書の電子化。（相手国側が電子化されていることが前提）
5		原産地証明書関係での国際連携を強化。
6		CITES（ワシントン条約に係る輸出国政府の許可証や原産地証明書）の電子化。
7	出港許可通知のデータ連携	次港が外地だった場合に出港許可通知を紙に替えてデータ連携。

海外の公的なシステムとの連携に関しては、NACCSセンター単独で対応可能な案件では無いため、関税局・税関等の動向も踏まえながら、今後の検討課題とする。



5-2-3. 各種デジタルプラットフォーム

デジタルプラットフォームの検討および導入が進められているため、各プロジェクトの動向を踏まえ、連携の可能性について引続き検討を行うこととする。

項番	国・地域	プロジェクト	主導団体	概要	開始予定時期
1	日本	港湾関連データ連携基盤	内閣官房IT総戦略室 国土交通省港湾局	港湾関連データを集約し、主に民間手続きの電子化推進を目指す。	2020年末までに構築予定
2	日本	貿易手続データ連携システム	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）	ブロックチェーン技術を活用し、貨物や輸出手続きに関するデータを管理・共有することで、手続き業務に関わる事業者の生産性向上と輸出リードタイム短縮を目指す。	実証実験を、2019年2月に、北米およびアジア向けコンテナ輸出を対象に実施した。
3	日本	貿易情報連携基盤（TradeWaltz）	NTTデータ、銀行・保険・総合物流・輸出入者等の各業界を代表する13社	ブロックチェーン技術を活用した情報連携基盤を構築し、金融分野まで含めた貿易手続きの効率化、迅速化、利便性の向上を目指す。	2019年度中の社会実装を目指す。
4	欧州、米国、他	TradeLens	Maersk Line、IBM	ブロックチェーン技術を活用したデジタルオープンプラットフォームによりコンテナ貨物等のステータス情報を関係者間で共有。諸外国のターミナルや港湾、船会社、税関等が参加している。	2018年8月使用開始済
5	アジア、欧州、他	GSBN（Global Shipping Business Network）	COSCO、CMA-CGM等の海外大手船社、ターミナルオペレーター 9社	複数の大手船社やターミナルオペレーターが参加し、他のプラットフォームとの接続・連携を打ち出すことで業界標準を目指す。	未定



参考資料6. 移行要件

6-1. 次期システムへの移行方針

第7次NACCSへのシステム移行については、現行（第6次）NACCSのデータを一括で移行することを目指すこととする。

また、移行に要する時間は、前回の第6次NACCS更改時の移行時間を目安とする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	次期システムへの移行方針について検討する	
2. 現行仕様	①現行（第6次）NACCS更改においては一括移行を採用 ②2017年10月の第6次NACCS更改は5時間45分で移行を実施	
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	現行（第6次）NACCSは航空機能及び海上機能が統合されたシステムであること、また、2020年度には貿易管理サブシステムの統合も予定されており、関係省庁システムが全て統合されたこと等から大規模な移行となるため、慎重な作業が要求される。	
4. 次期仕様	①統合された貿易管理サブシステム機能を含め、現行（第6次）NACCSのデータを一括で移行することを目指す。 ②移行に要する時間は、前回の移行時間を目安とする。	
5. その他		

6-2. 移行方針

第7次NACCSへの移行については、以下の方針で詳細仕様での検討を行うこととする。

【方針①】一括移行

- 新旧システムの並行稼働を行った場合には、接続先が2つとなることから、新旧2つのシステムの接続先を切り替えたり、データの整合性を考慮しながら業務を行う必要が生じるため、利用者の業務運用が煩雑となる。そのため、利用者への負担が最も少ないと考えられる一括移行を目指すこととする。

【方針②】第6次NACCS更改・中年度更改の移行時間を目安とした確実な移行

- 利用者の運用への影響を考慮し、第6次NACCS更改時の移行実績および中年度更改の移行時間を目安とする。
- 第7次NACCSへの移行後、業務に支障を与えないようデータの移行を確実にを行う。

新旧システム移行
イメージ

